

1
4

C

C

取扱注意

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答（前文）

条

約

局

○前文

目 次

問前一1

前文において、「両政府が、これら諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認した」旨うたつてゐるが、これは、共同声明がもたらした安保条約の変質を条約上も確認するものではないか。

問前一2

奄美返還協定及び小笠原返還協定の前文と比較して、沖繩返還協定の前文にはどのような特色があるのか。

問前一3

「共同声明の基礎の上に」とは、共同声明に盛り込まれたあらゆる了解を基礎とする趣旨か。

問前一4

条約の前文は、法的拘束力を持つものであるか。

問前一5

これらの諸島の日本国への復帰が共同声明の基礎の上に行なわれるのことを「再確認した」というが、いつ、いかなる形で再確認したのか。

問前
1
6

共同声明のいわゆる「ヴィエトナム協議」は、今後も行なわれる可能性があるのでないか。

問前
1
7

「ON THE BASIS OF」、「」をなぜ日本文では「基礎の上に」としたのか。「基づいて」、「基礎として」等通常の訳語を用いなかつたのは、何か特別の事情があるからではないのか。

問前
1
8

「すべての権利及び利益を日本国のために放棄し」というときの「利益」とは何か。平和条約には、「利益」とは書いてないではないか。

参考——主要国会答弁

○前文

問前一
1

前文において、「両政府が、これら諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認した」旨うたつてゐるが、これは、共同声明がもたらした安保条約の変質を条約上も確認するものではないか。

答

一九六九年十一月の日米共同声明は、沖縄の一九七二年中、核抜き、本土のみ返還を定めたものであり、返還後の沖縄に安保条約及び関連取決めがなんら変更なしに適用されることは、右の共同声明第七項が明記しているとおりであつて、安保条約の性格に変更はない。したがつて、返還協定の前文が安保条約の性格に認するものでないことは、いうまでもない。

問前1-2 奄美返還協定及び小笠原返還協定の前文と比較して、沖

繩返還協定の前文にはどのような特色があるのか。

答

奄美返還協定、小笠原返還協定及び沖繩返還協定の前文は、締結交渉の背景として、それぞれ一九五三年のダレス声明、一九六七年の佐藤・ジョンソン会談及び一九六九年の共同声明に言及し、また、米国が平和条約三条に基づく施政権を放棄し、わが国が各協定の対象地域とその住民に対する行政、司法、立法のすべての権力を引き受けることを望んで当該協定を締結する旨述べている点、いずれも同様の構成になつていて。

小笠原返還協定の前文においては、一九六七年の共同声明の文言に従い、「これらの諸島の日本国への早期復帰をこの地域の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取極に関して」両政府が直ちに協議に入ることに合意した旨述べている。ところで、

一九六九年の共同声明においては、「日本を含む極東の安全をそ
こなうことなく沖繩の日本への早期復帰を実現するための具体的
な取極に關して」両政府が直ちに協議に入ることに合意した旨述べ
てゐるが、沖繩返還協定の前文においてこの共同声明の「日本
を含む極東の安全」にふれることなく御案内のよくな表現を採用
したのは、安保条約もあることであり、前文においてことさらこれ
にふれる必要はない反面、協定前文中にこれを特記することにより
返還協定が何か安保条約を逸脱した特別の意義を持つかのど
とき無用の誤解をなからしめることを期したことによるものであ
る。このように簡潔にして正確を期し得たことは、今回の協定の
前文の特色である。

なお、今回の協定の前文第三パラグラフ後段において、米国が
沖繩の施政権返還により平和条約第三条に規定するすべての領域
における米国のすべての権利・利益の放棄が完了する旨を述べて

ることも、事柄の性質上当然のこととはいひながら、奄美・小笠原協定に比しての特色といひえよう。

答

問前13 「共同声明の基礎の上に」とは、共同声明に盛り込まれたあらゆる了解を基礎とする趣旨か。

答 つとて御承知のとおり、沖縄がわが国に返還されることについては、一九六九年十一月の共同声明によつて基本的な合意をみたところであり、前文は、まさに沖縄の復帰がかかる共同声明の基礎の上に行なわれるという既定の事実が確認されたことを述べたものである。

条約の前文は、法的拘束力を持つものであるか。

答　条約の前文においては、当該条約の締結に至つた歴史的背景や条約締結交渉の経緯が記述されるのが通常であり、御案内とのおり、沖繩返還協定の前文も、かかるものの好例である。しかして、国家間の権利義務関係は、条約の本文すなわち各条において明定されるのである。

これらの諸島の日本国への復帰が共同声明の基礎の上に行なわれることを「再確認した」というが、いつ、いかなる形で再確認したのか。

答 前文中の御指摘の部分は、特定の時点に特定の形式で確認が行なわれたことを示すものではなく、沖縄の復帰が共同声明の基礎の上に行なわれるという既定の事実を返還協定交渉の歴史的背景として一般的に述べたものである。

問前 1 6

共同声明のいわゆる「ヴィエトナム協議」は、今後も行なわれる可能性があるのではないか。

答

日米共同声明のいわゆる「ヴィエトナム協議」なるものは、元来沖縄の「一九七二年中、核抜き、本土のみ」返還のおく内で行なわれるべきものであることは、すでにしばしば説明してきたところであるが、かかる「ヴィエトナム協議」が現実に行なわれる可能性はやは実際上ないものと考えていい。

に「としたのか。」「基づいて」、「基礎として」等通常の訳語を用いなかつたのは、何か特別の事情があるからではないのか。

答

一九六九年の日米共同声明は、条約・協定のごとく国際約束としての法的拘束力を持つものではないが、沖縄返還に関する両国最高首脳の見解及び方針を示すものとして政治的にきわめて重要なものである。

沖縄の返還は、かかる共同声明が基礎となつて、返還協定の締結によつて実現されることになるわけであるから、このことを前文の中で述べるための表現として沖縄の復帰が「共同声明の基礎の上に行なわれる」というのが最も適切であり、かつ、英文の趣旨とも合致すると考えた次第である。なお、「基づいて」という

表現は、条約上、法律的な根拠規定を示すために用いるのが通例であるので、右のような共同声明の性格に照らして適当でないと考える。

問前 1-8 「すべての権利及び利益を日本国のために放棄し」というときの「利益」とは何か。平和条約には、「利益」とは書いていないではないか。

答 沖繩返還協定前文第三段の「平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し」という表現は、奄美返還協定及び小笠原返還協定前文の表現を踏襲したものである。(本件協定第一條 1 項の「平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を、、、放棄する」という表現も三つの返還協定に共通である。)

御案内とのおり、平和条約第三条前段は、米国が南西諸島等を信託統治制度の下におくことを提案する場合にはわが国がこれに同意する旨及びこれが国連で可決されるまで米国はこれらの地域の領域及び住民に対して行政、立法及び司法のすべての権力を行

使する「権利」を有する旨を定めているところ、三つの返還協定の前文及び第一条で「利益を放棄する」としたのは、単に「権利を放棄する」とだけの表現にした場合には、右の平和条約後段の三権行使する「権利」は放棄されたが、同条前段の、信託統治に関して米国が有している地位の方は放棄されていないと誤解されるおそれもあるので、これらすべてが放棄されていることにつき紛議の余地なからしめるため、奄美返還協定以来「すべての権利及び利益」を放棄するという表現をとつてゐる次第であり、今回も事態は全く同様であるので、これに習つたものである。

(参考 奄美返還協定審議の際岡崎外相が衆参両院本会議で行なつた提案理由説明)

、、、、、、、、、、、、、
第一条は、米国が平和条約第三条によつて有してゐるすべての

権利及び利益を、奄美群島に関し、日本国のために放棄し、日本国がその権能及び責任を引受けることを規定しているのであります。ここに米国の放棄する権利及び利益とは、同群島に対する行政、立法及び司法の三権のみならず、同群島を米国の信託統治に付することを提案する権利をも含むものであります。、、、、、

(参考一 主要国会答弁)

(1) 「安保変質」、「共同声明の条約化」(衆沖特、四六・六・三〇)

○大出委員

そこでもう一つ、これは一昨年十一月の共同声明に基づいて、韓国の安全は日本の安全にとつて緊要である。台湾地域における安全も日本の安全にとつて重要である、この二つの前提に立つて佐藤総理はプレスクラブの演説で、韓国が攻撃された、そういう場合には事前協議について前向きにすみやかに検討する、核につけてだつて事前協議におけるアメリカの立場を害することなくとつて明確になつてゐる。だから、アメリカの高官は、自由発進だ、性格が明確になつてゐるじやないですか。そうなると旧来の安保条約が明確に変わつた、こう聞きたい。安保条約の性格が明確に変わつた。これは日本の施政のもとににおける領域といふ前提で五条があることは認めると認められる。しかし六条の事前協

議 岸・ハイタ交換公文、これは五条を抜いていいる。つまり日本に関係のないところで起つた戦闘、その場合に、日本にある米軍基地を使う場合に限られてはいる。だからこそ、事前協議は岸総理が拒否権だと言つた。すべてノーと言つた。歴代の総理はそれを変えう言い続けてきた。沖繩返還を前にして、佐藤総理はそれを変えてしまつた。そして、アメリカの高官の言うとおり、自由発進を認めてしる条約化をした。その共同声明を今回の協定前文に基づくという形における条約化をした。こうなると、これは明らかに安保条約の変質であり、日本に全く関係のない地域における紛争、戦闘に、返つておきた沖繩を含む日本の基地から米軍が自由発進をする。結果的に、こういう結果を認めしたことになります。この点について、やはり明確な御回答をいただいておいて、あの論争に譲りたいと思ひます。

○愛知国務大臣　　これは、今度の協定よりも観念的には以前の問題で、十分論議の尽くされたところと思ひますけれども、たいへん大切な問題ですから、一言申し上げたいと思ひます。

まず第一に、この安保条約が変質したという話なんですが、政府の見解は、共同声明は安保条約の変質したものではございません。これが政府の基本的な態度で、何べんも申し上げたとおり。政府の外務大臣、これは一々具体的に日時と場所をあげて私も何べんどか衆参両院でお答えをいたしましたが、事前協議といふもの何べんども、一九六〇年の安保改定のとき以来、当時の岸総理大臣、歴代ど方といふものは一貫して続いておるわけではありませんかといふ政府のこの考え方から、ノーもあればイエスもある、そうでなかつたらプライアリコンサルテーションではないですかといふことになりますが、そのうえでございまして、佐藤内閣といふことは、共同声明以後そういうことが言われておるわけですが、そのうえでございまして、佐藤内閣あるから、ノーもあればイエスもある、そういうかと云ふことは、歯どめであつて、戦争に巻き込まれるというようなもの十返されることはござりません。同時に、佐藤内閣といふことは、共同声明においてはノーですよといふことがありますし、この点は共同声明に何べんも繰り返されておりますし、この点は共同声明に何べんも繰り返されています。アメリカ側が理解をし納得をしておる、こういふ次第でござります。

さいます。

それから、今度の協定の問題ですが、「基礎の上に」ということに非常にこだわりをお感じになつているようですが、私はこれも協定前に申し上げたことがありますけれども、かりに共同声明前文が条約になつたとしたつて、文言がそうなつたとしたつくらいでござりますけれども、今度の協定はよくごらんいただきたいのです。それからまた、最近における奄美、小笠原の返還協定の前文ともひとつ十分お読み比べをいただいたいと存じます。要するに、前文の「基礎の上に」といつていてるのは、返還について共同声明の六項、七項、八項が第二条、第七条、あるいはその他のところにはつきりしてありますし、前文というのは、返還につい利義務を拘束し合うものではなくて、この条約が締結に至つた経過を、他の一般的な条約と同様に叙述しているものであります。しかしそれにもかかわらず安保の変質論とか、あるいはこの条約と共同声明との関係といふことが、先ほど申し上げたとおりでございます。したがつて、他のこととは、先ほど申し上げたとおりでございます。したがつて、それにもかかわらず安保の変質論とか、あるいはこの条約と共同声明の関係といふことが、これまで御心配の種の上でござります

(2)

から、この前文につきましては、私といたしましても念には念を入れまして、条約論からいいましてもこの協定によつて安保条約の変質したものでないことを明確にいたしつもりでございましたして、この前文の作成にもわれわれとしてはこん身の努力を払いましたことも御認識いただきたいと思ひます。

「共同声明の条約化」、「奄美・小笠原協定と比較しての特色」「前文の法的性格」（衆沖特、四六・六・三〇）

○瀬長委員

で最も苦心した点は共同声明の第六、七、八項を条約の上にいかに盛り込むかだつたと言ひ、さらにこれを明確な形で条約化したことは、てまえみそだが、今日の世界政治の傑作だと思うといつたようなことも言われております。、、、、この共同声明これを条約化するために苦心したのだとか、これは条約化しても安保条約の変質にならないなどといふうな考え方につから違つたのか、この点をまず明らかにしてほしいと思ひます。

○愛知国務大臣

私は、かりに共同声明が条約化したところで安保条約が変質するものではないといふのが私の考え方でございますから、そういうことを今まで申し上げておることは事実でござります。しかし、これはひとりよがりでそういうことを言つても始まらないことでございまして、国会の御論議その他を通じまして、やはり共同声明とそれから返還協定というもののとはさい然と考えていいかな御論議を拝聴いたしましたが、先ほども申し上げましたが、この前文をあなた

問題にしておられる上りに伺いましたか
協定や小笠原の返還協定の前文をお持ちでしたらどちらが、奄美の返還
きたいと思いますが、その中には「この地域の安全をそこなうことを
となく」とか、「あるいは「日本を含む極東の安全をそこなうことを
ごさいませんが、したがつてこういうことは、と申しますか、日本
本を含む極東の安全保障」ということは安保条約にりづばに書いて
あることでござりますから、同じような文言あるいは似たような
文言であつても、前文の中にこういうものが出てまいりますと、
のだと、いうような論議が出ることは、私は不適当だと思いまし
たから、したがつて、この今回の条約の前文にはさよくな文言は一
切使わないことにいたしまして、そして共同声明において早期返
還が実現されることについて具体的話し合いに入ろうというこ
とに至つたこととか、あるいは六項、七項、八項を頭に置いてお
りますが、「共同声明の基礎の上に」「オン・ザ・ベーシス・オ
ブ」と軽く経過を記述するのにとどめたわけでござります。

(3)

両国の権利義務を規定するのは第一条以下の各本条であつて、前文といふものは両国の権利義務を規定するものではないといふ一般の条約の通説に従いつつも、かりそめにもいろいろの疑惑や不必要な論議が起ることを防ぐために、この前文の一言一言にも私どもとしてはほんとうに精魂傾けてつくり、かつ、アメリカ側の同意を得てきているような次第でござります。

「共同声明の基礎の上に」、「前文の法的性格」（衆沖特、四六・六・三〇）

○大村委員

佐藤・ニクソン共同声明、これは見直しますと、経済関係の条項まで入れますと、十数項目の広範な範囲にわたつておるのであります。今回の返還協定の前文において、「前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認した」とわざわざお述べになつておるのはどういうお考であるか。共

同声明そのものの条文化でないことは疑いはないと思うのであります
が、共同声明との関連において、今回の返還協定のねらいと
するところは何であるか、。

○ 愛知国務大臣

沖繩が一九七二年中に、核抜きで、本土並みでわが国に返還さ
れるといふことについては、一昨年十一月の共同声明によつて基
本的な合意を見たところであります。この前文は、まさに沖繩の
復帰が、このような共同声明の基礎の上に行なわれるといふ既定
の事実が確認されたことを述べたものでござります。
それから、一般的に申しましても、前文といふのは、この条約
の制定といいますか、条約ができるに至りました経過を述べてい
るものであつて、そして条約の内容として、両国を、法的に権利
義務を規定するものは第一条以下の本文である、各本条であると
いうのが条約の定説でございまして、今回のこの協定もまさにそ
の考え方を採用いたしております。

(4)

「ヴィエトナム協議」（衆沖特、四六・七・二二三）

○木村国務大臣

共同声明第四項における再協議、これは先ほど申しましたとおり、日米両国政府間の同じ見解で、その必要なしといふことに認めております。したがいまして、その際に返還実施時期におきまして、ベトナム戦争が終わつていないときにどうするかといふお尋ね、その際においても再協議の必要がないと、日米両国政府で認めております。その心配はございません。

○西中委員

日米両国政府で認めておるといふのは、いつどこでどのようにして認められたのですか。

○木村国務大臣

当然、返還協定のお互いの交渉中に認めますが、この再協議のよつて来たる理由は、ベトナム戦争がまだ終結しておらぬいときには、沖縄に、返還後においても、日米安保体制及び関連する取りきめの例外があるいは必要になるのではないかというよう

な、米国政府の杞憂に基づいて入ったともいえますので、そういう点がいまやないということの事実認識に基づきまして、そういう心配がないということを両国政府で認め合つたわけでござります。

○西中委員

それならば、沖縄県民が最も重大な関心を寄せておるベトナム戦争のこととでござりますから、明文化をされてもよかつたのではないかと思うのですが、その点はどうなんでしょう。

○木村国務大臣

これは当然のこととでござりますから、日米安保条約及び関連する取りきめがそのまま適用されるといふことの反面、そういう再協議の必要は認めないということは、しいてこれを明文化することはかえつてどうかと思いまして、明文化いたしませんでした。

○西中委員

協定が調印された時点では、訪中といふことがあつてないわけですから、そこまでどのような根拠で断定されたのか私はわかりません。時間もございませんからこれ以上進めませんが、ここの

で、このジョンソン証言の中で「返還後のヴィエトナム戦争継続と米国の沖縄基地の使用」、「次に第四項で言及するのは」これは共同声明の四項ですが、沖縄返還時に至るも平和が実現していません。場合には両国政府は十分協議する、「沖縄返還時」とあります。ですから、まだこれから返還時まで時期がございますし、またその返還時に戦争が終わつておらなければ協議する、このように載つてゐるわけです。この再協議の必要はないとおつしやつておりますが、このようにジョンソン証言では、返還時と明らかに時期を明記しておるわけです。これでもやらない、ジョンソン証言の証言はうそだ、このように考えてよろしいのでしょうか。

○木村国務大臣

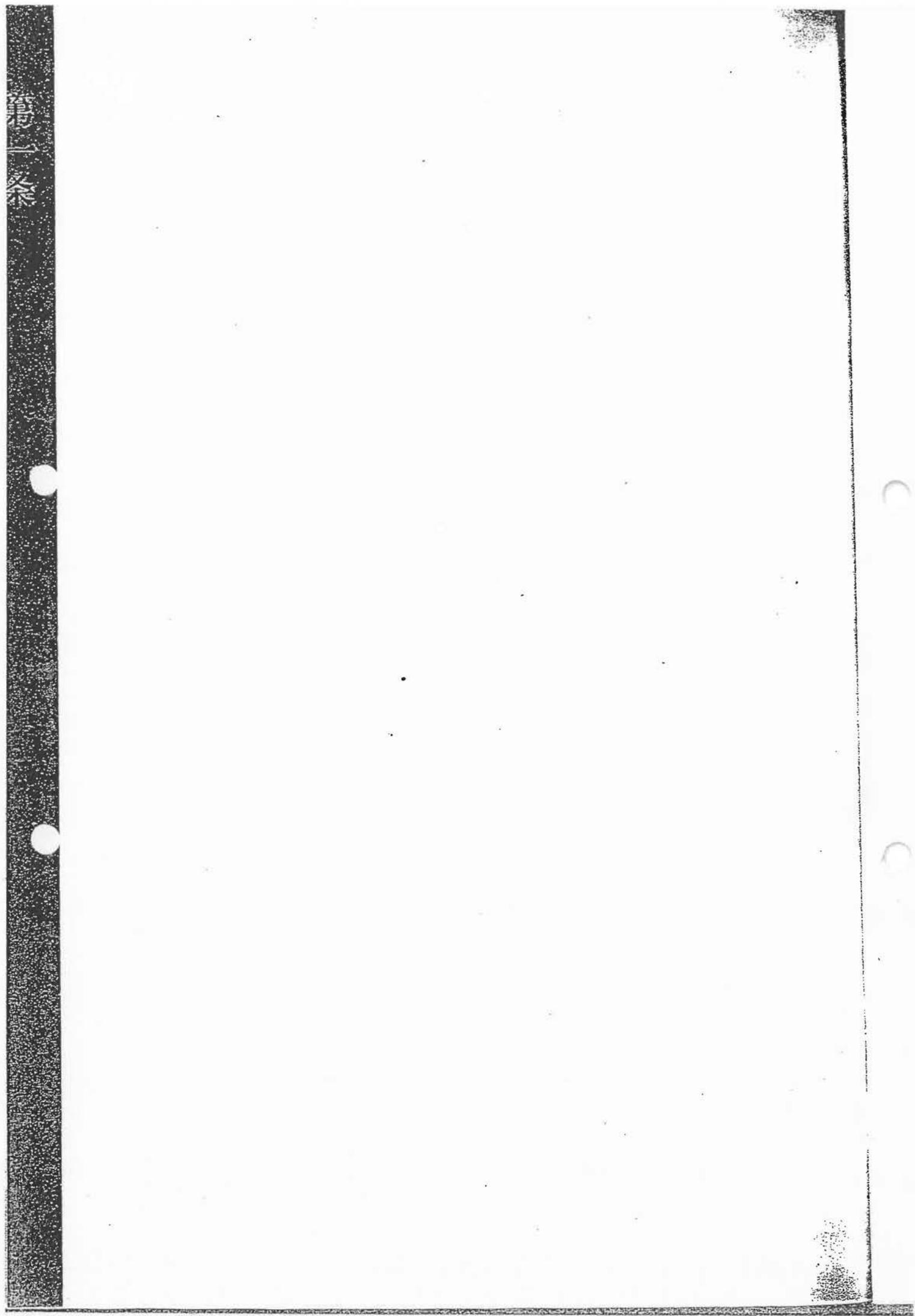
その共同声明の中ににおける再協議の条項がうそであるといふことはございません。が必要がなくなつたといふことです。したがつて、両国の調印いたしました協定の中で、本土並みといふ日米安保条約関連取りきめを完全に実施することを約束した以上、そういう再協議の必要は全然なくなつたといふに御解釈願います。

○ 西中委員

必要がなくなつたといふようなことでござりますが、もしも情勢の急変があつて、ベトナムが行き詰まつたとしたら、やられますか、どうですか。

○ 木村国務大臣

これはある意味におきまして、調印いたしました協定を変更することでございますから、これは一切考えておりません。



取扱注意

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答（第一条）

条

約

局

第一〇〇

目次

問一
一一一

尖閣列島が返還領域に含まれてゐることは、合意議事録で明らかになつたが、政府は、同列島に対するわが国の領有権をもつとはつきり米側に認めさせるべきではなかつたのか。また、政府は、この領有権の問題を中国、台湾との関係でどのように処理していくつもりか。

問一
12

米国は、尖閣列島が今回の返還領域に含まれることには同意しつつも、他方において尖閣列島の「領有権」については、関係諸国間で話合うべきであるといつていて。この点について政府は、いかに対処するつもりか。

問一
3

この協定により平和条約第三条の地域は、すべてわが国に返還されることになるが、平和条約第三条は削除すべきではないか。

問一
14A

沖繩返還を日米間のみで取りきめることについてサン。フ
ラソニジスコ平和条約の他の当事国から異議がとたえられるお

問

一
14B

沖繩返還を日米間のみで取りきめることについてサン・フ
ランシスコ平和条約の他の当事国からの異議はないとしても
國府は異議をとなえうるのでないか。

問
一
15

一項では、「領域」としながら、二項では「領土及び領水」としたのはなぜか。また、「領空」も定義に含めるべきではなかつたのか。

問
一
16

第一条1項の「アメリカ合衆国は、……平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を放棄する」というときの「利益」とは何か。

問
一
17

第一条の合意議事録に掲げる経緯度内にはどれ位の島、小島等があるのか。経緯度で表現する代わりに島の名を具体的に掲げることとしなかつた理由如何。

問
一
18

奄美。小笠原両返還協定の第一条と沖繩返還協定第一条との間にどのような差異があるか。

問
一
19

奄美返還協定の場合には返還領域の経緯度を「附屬書」に掲げたのに対し、今回の協定の場合にはなぜ「附屬書」でな

く「合意された議事録」に掲げることにしたのか。

問一 10 いわゆる「十島村」の返還の経緯を問う。「十島村」と平和条約第三条の地域との関係いかん。

参考 (1) 返還領域略図

(2) 尖閣列島略図等

(3) 主要国会答弁

○第一条

問一一一 尖閣列島が返還領域に含まれてゐることは、合意議事録で明らかになつたが、政府は、同列島に対するわが国の領有権をもつとはつきり米側に認めさせるべきではなかつたのか。また、政府は、この領有権の問題を中国、台湾との関係でどのように処理して行くつもりか。

答 尖閣列島がわが国の領土であることは平和条約締結以前から議論の余地なき事実であり、さればこそ、平和条約第三条によつて、他の沖繩諸島と同様、施政権の行使が米国に認められたものである。(したがつて政府としてはその領有権の問題についていかなる国とも交渉する考えはない。)

かかる日本政府の基本的立場は、これまで再三にわたり、米側

にも、中華民国政府にも、伝えてきている。

今回、返還協定で、尖閣列島を含む平和条約三条地域のすべての領域について、わが国への施政権返還が完了することがきわめて明確に規定され、さらに加えて、合意議事録をもつて、その地域的範囲を経緯度で明確に示したのであるから、尖閣列島の領有権について懸念する必要はない。

米国は、尖閣列島が今回の返還領域に含まれることには同意しつつも、他方において尖閣列島の「領有権」については、関係諸国間で詰合うべきであるといつてゐる。この点について政府は、いかに対処するつもりか。

答 尖閣列島の領有権に関する政府の基本的立場は、すでにしばしば明らかにしていようとおり（問一一一参照）であり、これを変更する意思はないが、政府としては、日本、米国及び中華民国の間の友好関係にしこりを残すことのないよう外交上適切な配慮を加えてまいる所存である。

(参考)

一九七〇年九月十日国務省マクロスキー報道官の行なつた質疑応答

問　琉球列島の一部として米国の施政権下にある尖閣諸島に、中華民国の国旗が立てられたといふ報道があるが、尖閣諸島の将来の処置に關し、米国はいかなる立場をとるのか。

答　対日平和条約第三条によれば、米国は「南西諸島」に対し施政権を有している。当該条約中のこの言葉は、第二次世界大戦終了時に日本の統治下にあつて、かつ、同条約中ほかに特別の言及がなされていない、北緯二十九度以南のすべての島をさすものである。平和条約中におけるこの言葉は、尖閣諸島を含むものであることが意図された。

当該条約によつて、米国政府は琉球列島の一部として尖閣諸島に對し施政權を有してゐるが、琉球列島に對する潛在主權は日本にあるものとみなしてゐる。一九六九年十一月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の合意により、琉球列島の施政權は、一九七二年中に日本に返還されることとされてゐる。

問

もし、尖閣諸島に対する主權の所在をめぐり紛争が生じた場合、米国はいかなる立場をとるのであるか。

答

主張の対立がある場合には、右は関係当事者間で解決さるべき事がらであると考える。

2
一九七一年六月十七日の協定署名後、國務省定例会見において
プレイ報道官が読み上げたステートメント

The United States Government is aware that a dispute exists between the Governments of the Republic of China and Japan regarding the sovereignty of the Senkaku Islands. The United States believes that a return of administrative rights over those islands to Japan, from which those rights were received, can in no way prejudice the underlying claims of the Republic of China. The United States cannot add to the legal rights of Japan possessed before it transferred administration of the islands to the United States, nor can the United States by giving back what it received diminish the rights of the Republic of China.

問
一
一
三

この協定により平和条約第三条の地域は、すべてわが国に返還されることになるが、平和条約第三条は削除すべきではないか。

答

沖繩の施政権が日本に返還されることとなつた結果、平和条約第三条の規定は同条の対象とする全地域についてすべて意味を失うのであるから、同条は空文化する。このような事態は、条約、特に多数国間条約についてはたびたび生ずるのであつて、全当事国間の明示の合意によつてこれを削除することは必要でない。

問一四 A

沖繩返還を日米間のみで取りきめることについてサン。
フランスコ平和条約の他の当事国から異議がとなえら
れるおそれはないか。

答

平和条約第三条に基づく権利及び利益は、米国のみに与えられたものであるので、米国は単独でこれを放棄しうるものと考えられる。しかして、奄美の返還も小笠原の返還もわが国と米国との二国間協定で行なわれたが、サン・フランシスコ平和条約当事国である他の連合国はこれについてなんら異議をとなえることはなかつた。今回の沖縄のわが国への返還を日米両国間のみで取りきめることについて同平和条約の他の当事国に異議があるとは承知していない。

問一—4B

沖繩返還を日米間のみで取りきめることについてサン。

フランスコ平和条約の他の当事国からの異議はないとしても、国府は異議をとなえうるのではないか。

答

サン。フランスコ平和条約第三条に基づく権利及び利益は米国のみに与えられたものであるので、同条約の他の当事国との関係においても米国は単独でこれを放棄しうるものと考えられることはすでに述べたとおりであるが、サン。フランスコ平和条約の当事国でない中華民国が、沖繩返還に關する日米間の取りきめに異議をとなえうる立場にないことは明らかである。

(注)

従来の国会における政府答弁ぶりは、次のとおりである。

(1)

下田条約局長（三一、五、一八衆外）

法律的に申しますと、御指摘の平和条約の第三条のおしま
いの方に、「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を
行使する権利を有するものとする。」と書いてござりますの
で、アメリカは必ずそれの全部を行使しなくてもいいわけで
ありますて、アメリカがへ軍事上さしつかえなければ、その
中の一部を返すということは平和条約をこのままにしておき
ましても可能であると考えます。

(2)

高橋条約局長（三五、三、一六衆日米安保特別委）
(沖繩について)、もちろん平和条約の規定によりまして日本に返還とすることが行なわれるわけでございます。先例といったしましては、奄美群島に関する協定がございます。奄美群島の返還の協定は日本国とアメリカ合衆国との二国間の協定で行なわれております。この先例に従えば、これは日本とアメリカの二国間の協定ができるものである、このように考えております。

、奄美大島のときもたら異議がなかつたと考えております。

、これは、結局署名国一連合国とのいろいろな内部的な相談はあるかとも考えておりますが、結局表面に現われ

るところにおきましては、日本とアメリカ間の協定によるの
じやないか、これは先例がござりますからこれによつて処理
できるのじやないか、このように考えております。

、、、厳密に平和条約の問題として考えていきますとアメ
リカの一存、独断で済む問題ではございません。これはやは
りいろいろ相談とか、そのようなことがあるかもしれません。
し、また、ほかの連合国が黙認しているということを前提と
して行なわれる場合もあるかと思います。

(3)

林法制局長官（三五、一二、一六衆予）

これは私は形式的からいえば、平和条約はいわゆる連合國
の全部が署名している条約でござりますから、形からいえば、
やはり私は第三条をもし変えるとなれば、連合国全体の合意
が必要なものであらうと思います。ただ実際問題といったしま

して、これは受田委員もよく御承知のことだと思いますが、あの第三条の区域内で奄美群島を日本に返した例がございます。この奄美群島を返します際は、実は日米間だけの合意でやつたわけでございます。形式的には日米間だけの合意で、ほかの連合国はあるの協定には署名しております。しかし当然アメリカは連合国の明示あるいは默示の意思を考えてやつただ、かように考えます。従いまして将来の問題といたましては、沖繩を日本に返すという問題が生じた場合に、奄美群島の協定の例をもつてすれば、他の連合国に異議のない限り、日米間だけの条約でできることは、それは可能性はある、私はかようになります。

、、、沖繩の場合についてどういうことになりますか、これはやはりその場合の米国の立場を一署名した連合国の意向を一に明示的に聞くか聞かないか、これは私にもわかりませ

んが、要するに反対の意思がある場合に米国単独でできるかどうかといふことは相当問題であろうと思ひます。

(4)

三木外務大臣（四三、五、一〇衆外）

平和条約の第三条によつて、権利、利益は、ほかの国でなしにアメリカのみに与えられておるわけですね。したがつて、アメリカが権利及び利益を放棄することは理屈の上においては可能である、アメリカだけに与えられておる権利、利益ですから。したがつて、それをアメリカが日本に返す場合には、実際には連合国側にどういふことを言つたのか、私どもはよくわかりません。しかし、連合国側に異存がないといふことをアメリカとしては見通して——それをどういふ手続をやつたかはわからぬけれども、これは連合国側に異存のないということを見通して、権利及び利益を放棄したものとわれわれ

は解するものであります。しかも日本の場合は、いま沖縄に

ついても、曾根君、関連でお尋ねになつたようあります。が、潛在主権を持つてゐるといふことは世界周知の事実ですね。小笠原、沖縄に日本が潜在主権を持つてゐるといふことは、だれでも、私どもが会つても、世界に知れわたつておる。これに對して何も異論を差しはさんだ議論は私は聞いておりません。したがつて、その潜在主権を持つておる——それはなぜ潛在といふかといえば、平和条約の三条によつてアメリカが権利と利益を放棄すれば、こういう面からも日本に返つてくることは当然の帰結でもあるわけですから、この問題は、われわれとしては、いろいろな面から考えてみても当然なことであつて、平和条約三条といふことについてはあんまり疑問を持たないで、これでもう連合国側の話し合いも異存がないといふ

ことをアメリカが見通してやつたことだから、やはり沖縄の問題についても、こういうような方式で返還を希望したい、こう考えておるわけでござります。

では、「領域」としながら、二項では「領土及び領水」としたのはなぜか。また、「領空」も定義に含めるべきではなかつたのか。

答

「領域」という語は、第一項にあるとおり、わが国に返還される施政権の対象として、「住民」の語とともに、領土、領水及び領空のすべてを含むものとして用いられているものであり、これは、平和条約第三条及び奄美。小笠原両協定の場合と同じ表現である。

他方、第二項においては、「琉球諸島及び大東諸島」の範囲を平和条約第三条及び奄美。小笠原両協定との関連で定義しており、本来は、「領土」たる諸島のみを定義しても十分ではあるが、右両協定の規定振りに合わせて念のため領水も含めて定義するため「領土及び領水」としたものである。(奄美返還協定第一条2は、

「附屬書に掲げる群島（領水を含む。）」としており、小笠原返還協定第一条2は、「これらの諸島の領水を含む。」としている。）なお、「領空」に対する施政権が返還されることは明白であり、あえて第二項の定義において触れる必要はないと考えられたものであり、この点も奄美・小笠原の先例どおりである。

（参考）小笠原返還協定審議（衆外、四三。五。一〇）

○石野委員

第一条の二項に「これらの諸島の領水を含む。」こう書いてあります。わざわざこの「領水を含む。」ということを明示しているのですが、なぜこういうような規定が必要なのかということにちょっと疑問を持つわけなんです。沿岸または島で、その領水を含まない場合があるのかどうか、こういう疑問を持つ。沿岸とか島には必ず領海が不可分であるといふふうにわれわれ

は思つてゐる。それだのに、ここではなぜ領海といわないのであるか、領水といふことばを使つてゐるのか、ここをひとつ明確に……。

○佐藤（正二）政府委員

この領水と申しまして、領海と申しませんでしたのは、別に意味はございません。領海のことでございます。領水といふことばを使いましたのは、返還協定のもとにになります平和条約第三条の規定に、「領水を含むこれらの諸島」という字があるものでございますから、これを使いまして、はつきりさせるために、「領水を含む。」と入れたわけでございまして、別に他意はございません。

○石野委員

平和条約第三条に合わせて領水といつたので、この意味は領海と同じだということですね。

○佐藤（正二）政府委員
さようでございます。

問一六 第一条第一項の「アメリカ合衆国は、平和条約第三条

の規定に基づくすべての権利及び利益を一放棄する」というときの「利益」とは何か。

答 問前一八参照。

問一
二

第一条の合意議事録に掲げる経緯度内にはどれ位の島、小島等があるのか。経緯度で表現する代わりに島の名を具体的に掲げることとした理由如何。

答　沖縄返還協定で返還される領域、すなわち、合意議事録に掲げる経緯度で囲まれる範囲内の諸島中主なものを列挙すれば次のとおりであるが、このほかにも多數の小島、環礁及び岩礁があり、これらを具体的に列挙するのは極めて煩些かつ困難であるので、合意議事録にあるとおり経緯度をもつて表現した次第である。

沖縄群島

沖　　縄　　島　　トウ

伊　　平　　屋　　ヤジマ

伊　　是　　名　　ナシマ

伊　　江　　エ　　ジマ

渡　　嘉　　敷　　カシキジマ

久　　米　　メ　　ジマ

等

宮古群島	宮古島	伊良部島	伊良間島等
宮古島	西表島	与那國島	波照間島等
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
イリオモテ島	ヨナグニ島	ハテルマジマ	ハテルマジマ
西表島	与那國島	波照間島	波照間島
イリオモテ	ヨナグニ	ハテルマ	ハテルマ
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
南小島	北小島	伊良間島等	伊良間島等
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
南小島	北小島	伊良間島等	伊良間島等
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
大東諸島	魚釣島	伊良部島	伊良間島等
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
ウオツリ島	イシガキ島	イリオモテ島	イリオモテ島
魚釣島	石垣島	西表島	西表島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
久場島	久場島	与那國島	与那國島
(久場島)	(久場島)	ヨナグニ	ヨナグニ
コウビショ	セキビショ	ハテルマ	ハテルマ
黄尾嶼	赤尾嶼	島	島
(久場島)	(大正島)	島	島
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
大東諸島	大東諸島	大東諸島	大東諸島
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
北大東島	北大東島	北大東島	北大東島
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ
南大東島	沖大東島	南大東島	沖大東島
島	島	島	島
ジマ	ジマ	ジマ	ジマ

問一一八 奄美・小笠原・兩返還協定の第一条と沖繩返還協定第一条

との間にどのような差異があるか。

答 1.

奄美、小笠原及び沖繩のいずれの場合にも、返還協定第一条は、1項で米国よりわが国への施政権返還を規定し、2項で返還領域を定義するという同じ構成をとつており、特に施政権返還に関する1項は、事の性質上三協定とも同様の表現になつてゐる。

2.

返還領域を定義する2項は、当然のことながら三協定とも異なるつてゐるわけであるが、沖繩返還協定の場合には、今回の返還領域は平和条約第三条の地域からすでに返還された奄美・小笠原両地域を除いた残りの地域である旨定義して、この協定により平和条約第三条の全地域に関して施政権の返還が完了することを明確にしているところが今回の協定第一条の特色である。

(なお、この規定の背景として、前文第三パラグラフ後段は、米国が沖縄の施政権返還により平和条約第三条に規定するすべての領域における米国のすべての権利・利益の放棄を完了することを希望する旨述べている。)

問
一一九

奄美返還協定の場合には返還領域の経緯度を「附属書」に掲げたのに対し、今回の協定の場合にはなぜ「附属書」でなく「合意された議事録」に掲げることにしたのか。

答

奄美返還協定は、平和条約第三条の対象たる北緯二九度以南の南西諸島の一部分を返還するものであつたから、小島、環礁等を含めて奄美群島が具体的にどの範囲の地域であるかを協定上経緯度をもつて定めることが必要であつたので、協定と一体を成す附属書に掲げたわけである。

これに対し、沖繩返還協定の場合は、その第一条2項において「琉球諸島及び大東諸島」とは平和条約第三条の地域から既に返還された奄美群島及び小笠原諸島等を除いた残りの全地域をいうことが明らかにされており、この定義をもつて返還地域は特定しているので、これを経緯度で示すことは不可欠のことではなく、

念のため確認するためのものであるから、これを合意議事録に掲げるのが適切と考えた次第である。

問一 10 いわゆる「十島村」の返還の経緯を問う。「十島村」と平和条約第三条の地域との関係いかん。

答 終戦直後における南西諸島の占領行政については、一九四六年一月二九日にいわゆる行政分離に関する総司令部覚書が発せられ、

北緯三〇度以南の南西諸島は、完全に日本の行政圏外に置かれるに至つた。

しかるに一九五一年九月八日に署名された平和条約第三条においては、北緯二九度以南の南西諸島を対象としたことにかんがみ、北緯三〇度と北緯二九度との間に存在する諸島については、平和条約発効前、すなわち一九五一年一二月五日に、総司令部覚書により前記の行政分離命令が解除された。現在の「十島村」は、右によつて返還された八島と奄美返還協定によつて返還された二島から成り立つてゐる。

(注) 「十島村」(鹿児島県大島郡)は、次の諸島から成り立つて いる。

平 タイラ	惡 アク	石 セキ	島 ジマ	臥 グワ	蛇 ジヤ	島 ジマ	口 クチ	之 ノ	島 シマ
小 コ	宝 ダカラ	島 ジマ		諭 スワ	訪 ヴノ	瀨 セジマ	宝 タカラ		島 ジマ
				之 ノ	島 ジマ				
島 ジマ				島 シマ					

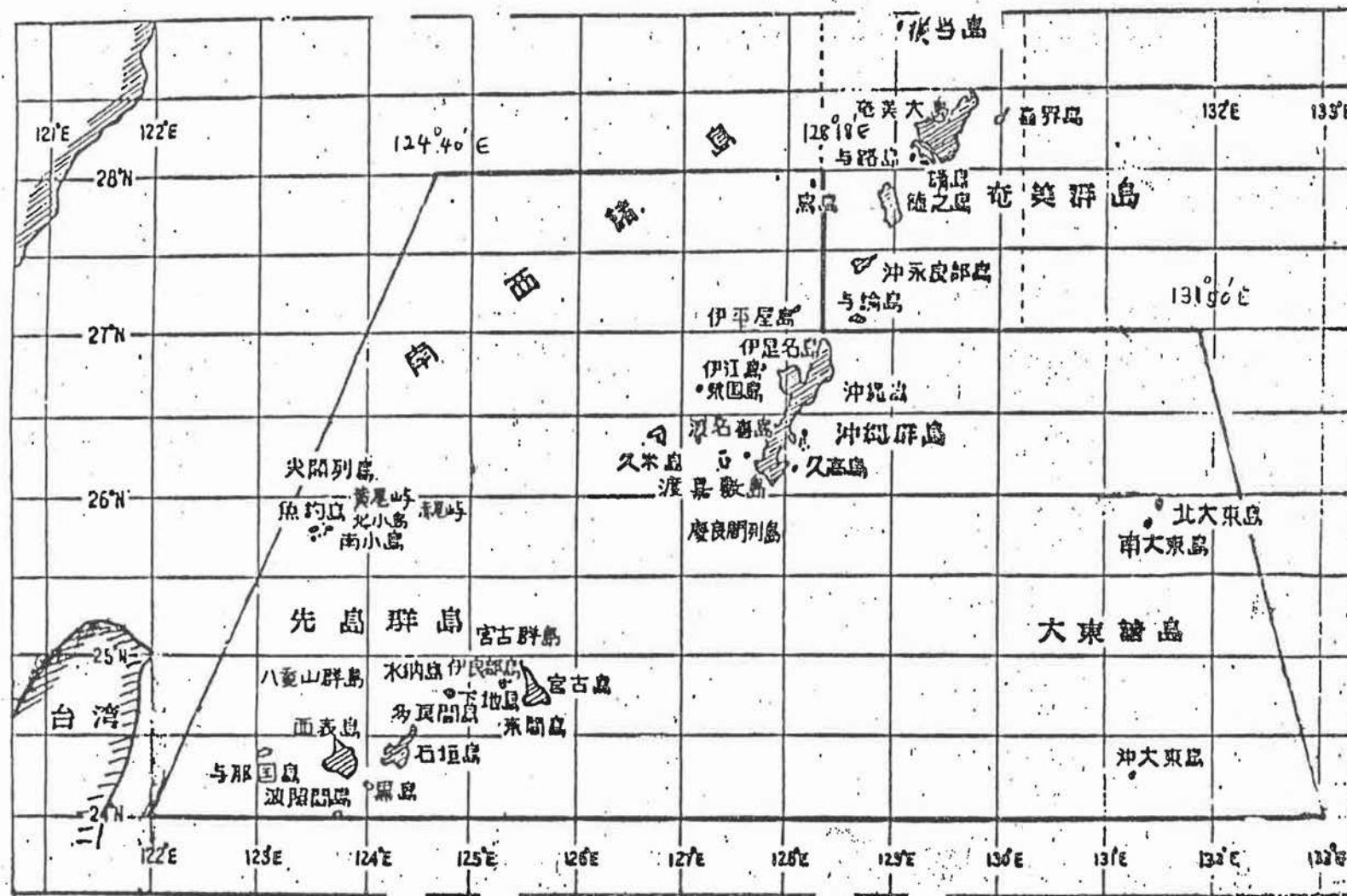
(右八島は、北緯三〇度と二九度の間に存在し、一九五一年一二月五日付總司令部覺書により行政分離命令が解除された。)

上 ワ
ノ ノ
根 ネ
島 ジマ

横 ヨコ
当 アテ
島 ジマ

(右二島は、北緯二九度以南に存在し、奄美群島返還協定により、わが国に施政権が返還された。)

参考 (1) 返還領域略図 (辺一点線内の諸島は、奄美返還協定で返還された。)



尖閣(立)尖閣列島略図

尖閣列島略図

北緯 26°

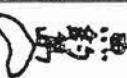
北

西

東

黄尾嶼
(久場島)

赤尾嶼
(大正島)



飛瀬

北小島

南小島

沖の南端

○

東經
124°

尖閣列島一覧表

島名	周囲	面積
	糸	平方糸
魚釣島	11128	4.32
黃尾嶼(久場島)	3.491	1.08
北小島	3.164	0.31
南小島	2.509	0.46
赤尾嶼(大正島)	0.109	0.15
沖の北岩		
沖の南岩		
飛瀬		
合計		6.32 平方糸

(1)

四五〇。一二〇。一六〇。
○川村清一君

は尖閣列島に対する領有宣言と言るべきものを琉球政府が出しておるわけであります。同日アメリカの国務省は、尖閣列島は米国施政権下にある琉球の一部として扱われてゐるが紛争の解決は日本と国民政府との当事者間同士が行なうべきものと見解を表明しておる。こういうようなことになつております。琉球政府はつきり領有宣言を主張しております。また、アメリカもそのようなことを言つておるわけであります。日本政府が国民政府にはつきり抗議をしたといふことは、私、ちよつとわからぬのですが、それは一体いつごろどういう内容の抗議をしたのか。それから、九月三日に板垣駐國府大使を通じて東シナ海の大陸だなの問題について話したいといつたようなことを申し入れたのかどうか、この問題をもう一回御答弁願います。

○ 国務大臣（愛知揆一君）

先ほど申しましたように、大切なことは、尖閣列島の領有権といふことは、何びとが何と言つても、これはもう明らかに、いかなる根拠から申しましても、日本の固有の領土であります。いまはアメリカの施政権下にあります。アメリカが返還しよ

うとしているその中に明らかに入つてゐることでございますから、この問題に対しまして日本政府としましては、たとえば例は非常に悪いかもしませんが、日本のある県をある外国が、「あの県はおれのもののはずだ」と言うのと同じような實に不当なることでござりますから、そういうことに対しても、こちらのものであるといふ態度を厳然ととつておることが大切なことであつて、そういうことを言つておることが大切なものと見て話し合ひに応ずるといふうな問題ではない、こういう私どもとしては態度をとつてゐるわけです。

同時に、大陸だなの問題は、これとはやや性格を異にしておりますから、その後者の問題について、国民政府に対する外交的な措置をとつてゐるわけあります。これは七月の十八日が最初でございます、日本政府としての国民政府への申し入れ。それからその後経過がございますが、九月三日、九月八日といふうちに立て続けて国民政府側に申し入れをしあるいは話し合いを持つた、こういうのが事実の経過でございます。またその間に、たとえば国民政府の青天白日旗を立てたとか、

あるいは落書きをしたとか、いうような事柄につきましては、施政権者で現在ありますところの米側の協力によりまして、事実問題としてこれを撤去し、あるいはその落書きを消したというような事実もその経過の中には含まれておるわけでござります。

(口)

○ 矢追秀彦君 「尖閣の領土権」（参予第二分科、四六・三・二四）

、、、、、、、、、、、、、、この尖閣列島の問題については、あくまでも平和的に台湾とも話をし、あるいはまた中国とも話を——静観されてもよろしいですが——今後やはりつけるという方向でやつていつてもらいたいという希望があるから申し上げるわけがありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 国務大臣（愛知揆一君）

これはいつか参議院の外務委員会でも私さつくばらんに申し上げたわけですけれども、ものは考え方、言いようで、問題にされるとたいへんですけれども、たとえば鹿児島県をある国

の人がある日突然に、あれはおれのほうのものだと、かりに主張したといたしますね。そのときに日本政府はどういう態度をとつたらよろしいのでしょかといふうに考えてしかるべきじやないだらうかと思うのでございます。これはもうどんな点から申しましても、日本の主権の下にある、そして施政権を持つておつたアメリカが現にそれを施政権の対象下にしている。そうしてそれを来年の某月某日にわれわれに返してくれるわけをごさいますね。これを、私のものでござりますよといふことを——どこか遠くの人が、あれはおれのものだと言つているからといつて、あれはこちらのものでござりますからお話し合いをしてお下がりくださいと言うのがいいのか、あるいはまた、き然として、鹿児島県はだれが何と言つてもおれのものだと言つて、き然とした態度でおるのがいいのか。私はその辺のこところに立つて国民的な御判断をいただきたい問題である。政府といたしましては、おそらく国民的な御判断がこうであらうと思ふところに立ちまして、き然たる態度で終始いたすべきものではなかろうか、かよう考へておる次第でござります。

(4)

「尖閣の領土権」（参外、四六。四。一三）

○ 羽生三七君

島の所属問題をめぐつて、中国、國府の双方から、先日のアメリカ國務省の見解に対して強い反発が起つておるようあります。きょうのテレビを見ていると、出先のアメリカ大使館でデモが起つておるようなことまで伝えられておりましたが、新聞報道で見る限りは——新華社報道ですね——その先のことにはまたあとにしまして、一応政府としてはどういうふうにお考えになつておるのか、非常に問題になつておるようですが、いかがでありますか。

○ 国務大臣（愛知揆一君）

政府としてはこれにつきましては前々から態度を明らかにしておりますが、沖繩返還問題からのお尋ねなんですけれども、現にサンフランシスコ平和条約によつてアメリカが施政権行使をしておる対象は全部日本に返還されるわけでござりますから、これで、これを約束どおりたんとしてアメリカとの間に取

りきめればよろしい。それから尖閣列島についても、日本の主権については、いろいろの角度からわれわれとしてもお互に日本国民全体としても根拠を持つておるのでありますから、あえてここで詳しくAからBまで説明申し上げる必要もないと思いますが、いつかも私は、非常に乱暴な表現かもしれませんけれども、ある国が、たとえば日本のある県に対して、あれはおれのものだと主張しておられるようなものですから、こちらはき然として自信を持つて主権を主張しておればいいのであつて、どこの国とこれを相談し合うといふべき筋合いのものでもない、尖閣列島の主権については、これはただ大陸だなの問題とかなんとかといふことになるとまた話は別でござりますが、尖閣列島そのものについては、何ら政府としてこれについて動搖もして處理してしかるべき考え方の上に立つてたんたんとして処理します。

(注ニ) 四六年四月一三日の参議院外務委員会において、岩間委員より、尖閣に対する日本の主権を立証する資料及び中国、台湾それぞれの主張に関する資料の提出要求があり、愛知大臣より、日本側の根拠となる資料は出しが、それ以外のものは断わるとの趣旨の答弁が行なわれたことがあるところ、結局、日本側の資料についても提出しないことで岩間委員の了解を得た経緯がある。

(注2)

公

明

党

の

中川嘉美議員

よりも

「尖閣列島の領有権に關し

る

議

員

よりも

「尖閣

列島の領有権に關し

る

議

員

北京、台灣及びわが国の主張並びに法的根拠について」資料要求がなされたところ、これに応じ、四六年十月十二日付けで次の資料を提出した。

尖閣諸島領有権問題

46.9.29
中國

1. わが国が尖閣諸島に対し領有権を主張する法的根拠

わが国は、桑瀬平和条約第2条(2)に基づき、台湾及び澎湖諸島に対する領有権を放棄したが、尖閣諸島はこれらの島と異なり、歴史的に一貫して沖縄（南西諸島）の一部であつたが故に、平和条約上は別途の取扱を受け、第3条に基づき、現在米国の施政下にある。この事実は、何よりもわが国の領土としての尖閣諸島の地位を明確に示すものである。

〔注〕1. 桑瀬平和条約第2条(2)

「日本国は、台湾及び澎湖諸島に

に対するすべての権利、権原及び諸
権を放棄する。」

2 同第3条

「日本国は、北緯29度以南の南
西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含
む）、燐鷲岩の南の南方諸島（小笠
原群島、西之島及び火山列島を含む）
並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国
を唯一の施政権者とする信託統治制
度の下におくこととする國際連合に
対する合衆国のいかなる提案にも同
意する。このような提案が行われ、
かつ可決されるまで、合衆国は、領
水を含むこれらの諸島の領域及び住
民に対して、行政、立法及び司法上

の権力の全部及び一部を行使する利を有するものとする。」

2 国民政府の主張

国民政府が尖閣諸島に対し領有権を主張する法的根拠は必ずしも明らかではないが、その主張よりは、例えば別添1の6月28日付「中華通報」に掲載された6月11日付外交部声明のとおりである。

3 中共側の主張

中共側の主張する法的根拠についても明らかではないが、その主張よりは、例えば別添2の「北京周報」（第9巻、第1号）に掲載された昨年12月29日付「人民日報」の記事のとおりである。

中華民国60年(1971)6月28日

中華週報

米国独断の琉球返還に不満 尖閣列島はわが領土の一部

外交部、政府の立場を厳正に声明

外交部は六月十一日、中華民国政府は国土保全の神聖な義務に基づき、いかなる情況のもとにあっても、絶対に微小領土の主権を放棄することはできない、と厳正な声明を発表した。

声明は、米国がわが国と協議せずに、急に琉球群島を日本に引渡すと決定したことに不満を表明し、さらに米国が直接、釣魚台列嶼（別名＝尖閣列島）の行政権を琉球群島と併合して日本に引渡すのは、わが政府の絶対受け入れられないものである、と指摘し、次のように述べている。

——中華民国政府は近年来、琉球群島の地位問題に対し、深い関心を寄せつづけ、一再ならずこの問題についての意見およびそのアジア太平洋地域の安全確保問題に対する憂慮を表明し、関係各國政府の注意を促してきた。

——この度、米国政府と日本政府が間もなく琉球群島移管の正式文書に署名し、甚だしきに至つ

ては、中華民国が領土主権を有する釣魚台列嶼をも包括していることを知り、中華民国政府は再びこれに対する立場を全世界に宣言しなければならない。

——（一）琉球群島に関して——中、米、英など主要同盟国は一九四三年に共同でカイロ宣言を発表しており、さらに一九四五年発表のボツダム宣言において、さるに日本の主權は本州、北海道、九州、四国および主要同盟国が決定したその他の小島だけに限られるべきと定めている。したがつて琉球群島の未来の地位は、明らかに主要同盟国によって決定されるべきである。

——一九五一年九月八日に締結されたサンフランシスコ対日平和条約は、すなわち上述両宣言の内容要旨に基づいたものであり、同条約第三条の内容によつて、琉球の法律地位およびその将来の処理についてはすでに明確に規定されている。中華民国の琉球の最終的処置に対する一貫した立場は、関係同盟国がカイロ宣言およびボツダム宣言

(毎週月曜日発行)
中華民國
駐日大使館新聞
東京都港区元浜町丁目1番地
電話 (408) 5131
直通 (405) 031

但し掲載紙(註)三
部を必ず当大使館へ
中華週報
送付ねがい
転載可

に基づいて協議決定すべしとするものである。こ

の立場はもとより米国政府が熟知している。中華

民国は対日交戦の主要同盟国の一国であり、当然

この協議に参加すべきである。しかるに米国はい

まだにこの問題について協議せず、性急に琉球を

日本に返還すると決定し、中華民国はきわめて不

満である。

——(2)釣魚台列嶼に関して——中華民国政府は

米國の釣魚台列嶼を琉球群島と一緒に移管する

意向の声明に対し、とくにおどろいている。

——同列嶼は台湾省に付属して、中華民国領土
の一部分を構成しているものであり、地理位置、
地質構造、歴史連携ならびに台湾省住民の長期に
わたる継続的使用の理由に基づき、すでに中華民
国と密接につながっており、中華民国政府は領土
保全の神聖な義務に基づき、いかなる情況下にあ
つても、絶対に微小領土の主権を放棄することは
できない。

——これが故に、中華民国政府はこれまで絶え
間なく米国政府および日本政府に通告し、同列嶼
は歴史上、地理上、使用上および法理上の理由に
基づき、中華民国の領土であることは疑う余地が
ないため、米国が管理を終結したときは、中華民
国に返還すべきであると述べてきた。

——いま、米国は直接同列嶼の行政権を琉球群
島と一緒に日本に引渡そうとしており、中華民
国政府は絶対に受け入れられないものと認め、か
つまたこの米日間の移管は、絶対に中華民間の同
列嶼に対する主権主張に影響するものではないと
も認めるた
強硬 以対する。

——中華民国政府は從来通り、田代名田が同列

嶼に対するわが国の主権を尊重し、直ちに合理、

合法の措置をとり、アジア太平洋地域に重大結果

を導くのを避けるべきである、と切望する。

米日反動派の中国海底資源略奪は絶対に許さない

『人民日報』評論員

日本反動派は中朝人民の強い反対と警告を無視し、蔣介石匪賊一味、朴正熙集團と結託して、アメリカ帝国主義とともに中朝両国の海底資源を略奪する準備に拍車をかけている。十二月二十一日、東京でひらかれた、いわゆる日、蔣、朴「連絡委員会」の「海洋開発研究連合委員会」会議は、わが国の台湾省との付属島嶼より海域および中國、朝鮮に近い浅

海海域の海底石油資源とその他の鉱物資源にたいし「調査、研究、開発」をおこなうことと公然と決めた。これは、わが國と朝鮮民主主義人民共和国の主権にたいする米日反動派の露骨な侵犯である。これは、わが国の主権と資源を売り渡す罪行為である。

わが国の海底資源は、米日反動派にとって、はやくから垂涎のまとあつた。ここ数年らい、かれらはすと蔣介石一味のいま一つの凶悪きわまる犯

罪行為である。

日本反動派は、日本反動派のこのようないき出しの海賊行為に極度の憤りを表わすものである。

台灣省および、釣魚島、黃尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島しょは、台灣と同様、大

陸定し、海底石油の採掘にのり出そうとしている。現在、米日反動派はあろうとか、またもや日、蔣、朴「海洋共同開發会社」の設立を通じて、いわゆる「共同開発」をさかんにおこない、わが國の海底資源をほしいままに略奪しようとしている。中國人民は、アメリカ帝国主義と日本反動派のこのようないき出しの海賊行為に極度の憤りを表わすものである。

台湾省および、釣魚島、黃尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島をふくむその他島嶼は、中國の神聖な領土である。これらの中島しょの周辺海域とその他の島嶼は、中國に近い浅海海域の海底資源は、いざかねて、はやくから垂涎のまとあつた。されど完全に中國の所有に屬しており、他人がそれに手を出すことは絶対に許さない。これらの地域の海底資源を探査、探掘する権利は、中華人民共和国だ

けがもつてゐるのである。蔣介石一味は、とつくに中國人民から見捨てられた政治的ミイラにすぎない。かれらがいかなる国家、いかなる國際機構、いかなる外國公私企業と結んだ、わが國海底資源の探査、探掘にかんするいかなる協定・

契約も、それが「共同開発」の旗じるしかかげようと、なにか別の旗じるしをかかげようと、すべて非合法であり、無効である。

われわれの偉大な指導者毛主席は、

「中國の領土と主権は、中國人民がかな

る。釣魚島、黃尾嶼、赤尾嶼、南小島、

北小島などの島しょは、台灣と同様、大

陸定し、海底石油の採掘にのり出そうとしている。現在、米日反動派はあろうとか、またもや日、蔣、朴「海洋共同開発会社」の設立を通じて、いわゆる「共同開発」をさかんにおこない、わが國の海底資源をほしいままに略奪しようとしている。中國人民は、アメリカ帝国主義と日本反動派のこのようないき出しの海賊行為に極度の憤りを表わすものである。

台湾省および、釣魚島、黃尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島をふくむその他島嶼は、中國の神聖な領土である。これらの中島しょの周辺海域とその他の島嶼は、中國に近い浅海海域の海底資源は、いざかねて、はやくから垂涎のまとあつた。されど完全に中國の所有に屬しており、他人がそれに手を出すことは絶対に許さない。これらの地域の海底資源を探査、探掘する権利は、中華人民共和国だ

けがもつてゐるのである。蔣介石一味は、とつくに中國人民から見捨てられた政治的ミイラにすぎない。かれらがいかなる国家、いかなる國際機構、いかなる外國公私企業と結んだ、わが國海底資源の探査、探掘にかんするいかなる協定・

契約も、それが「共同開発」の旗じるしかかげようと、なにか別の旗じるしをかかげようと、すべて非合法であり、無効である。

われわれの偉大な指導者毛主席は、

「中國の領土と主権は、中國人民がかな

らすこれを守らなければならず、外國政

府の侵犯をせつたいに許さない」と指摘している。アメリカ帝国主義と日本反動派はかららず、「わが國の領土と主権を侵犯しわが國の海底資源を略奪する罪悪行

為を即時停止し、その侵略の魔の手をひ

つこめなければならない。米日反動派が

は、公然とこれらの島しょを日本の第四、もしくあくまで我意をはりとおすなら、

かならず石をもちあげて自分自身の足を打つことになるであろう。

取扱注意

65

昭和四十六年十一月八日

沖縄返還協定擬問擬答（第一条）に対する追補

条

約

局

戦争で失つた領土といふのが平和条約第三条が領土区分の規定というのならそれだけで無効なことは、明らかではないか。

(二) 戦争で失つた領土と仮定しても、今までの歴史にないといふのは、誤りではないか。ザール、トリエステがあるではないか。

答

(一)

私が戦争で「失つた領土」と申したのは、厳密な意味における「領土権」のことを申しているのではなく、沖縄の方々の側からみれば、二十数年間完全に異民族の支配の下にあり祖国復帰を熱望していたのであり、また、本土から見れば沖縄百万の同胞は本土から切り離され、実際上日本の領土とはいえないような状態にあつたことをいつたのである。政府としては、従来からも明らかにしているとおり、サン・フランシ

スル「平和条約第三条及びこれに基づく米国の施政権の行使」

が法律的に無効であるとは全く考へない。したがつて、沖繩返還は、平和条約第三条に基づいて米国が有していいた施政権をわが国に返還し、米国の施政下に置かれていたわが国の領土及びそこに住む日本国民を本来あるべき姿にもどす問題である。政府は、本土への早期復帰という沖縄県民をはじめとする全国民の多年の念願を背景として米国政府と話合いの結果、今回返還協定につき合意に達することができた次第であるが、このように平和的話し合により戦争の結果処理された施政権が返還されることとなつたのは、やはり稀有のことと考へる。

(二) ザール、トリエステは、なるほど再び戦争が起こつてその結果として領土がもどつて来たのではないことについては沖縄に似ているが、第二次大戦後のザールは占領軍の權

力によるフランスの一方的な措置による一種の保護国化であり、平和条約以前の問題であつた。トリエステは対伊平和条約に定められた自由地域が実現せず占領が継続し、結果イタリアとユーゴースラヴィアとの間で分割されたものである。このように平和条約により米国に行使を認めた施政権が全面的に潜在主権国である日本に返還された沖繩の場合とは事情が異なる。

一 ザール

(1)

第一次大戦後は、ヴェルサイユ平和条約により、ドイツの領土主権を潜在的に残した形で国際連盟による施政が行なわれた点では沖縄に類似しているといえるが、平和条約中に施政期間を十五年とし、その期間を終了した後に住民投票により同地域の最終的帰属を決定することが規定されており、返還が、当事国間の話しによることなく、かかる平和条約上の規定に従つて行なわれた点では、沖縄と異なる。

(2) 第二次大戦後ザールは再び仏の支配下に置かれたが、これは、あくまでも占領軍の権力によるフランスの一方的措置であり、独仏両国間にその地位につき争いがあつた点で、平和条約によりその地位が決められていた沖縄とは基本的に異なる

る。一九五四年十月の独仏協定により独仏はザールの歐州化に合意したが、これが住民投票により否決されたため、再び前記の仏による占領の事態にもどり、以後再度独仏間の話合いにより仏が最終的に独に返還することに同意したものである。

二 トリエステ

トリエステの場合には、戦敗国の領土が敗戦の結果分離され、再び返還されたという点のみが沖繩と類似しているといえないとともないが、返還に至るまでの地位及び経緯は沖繩の場合とは異なつてゐる。平和条約の発効と同時にトリエステに対するイタリアの主権は終了し、自由地域として国連の保障の下に独自の国際法上の地位を有することとなる予定であつたが、安保理における意見不一致のため総督は任命されず、自由地域は実現しなかつた。結局、一九五二年に同地域を占領していた英米

二国は、北半の民事行政権を伊に返還し、一九五四年一〇月五日のトリエステ分割協定により、トリエステについての占領は終了し、北部はイタリアに南部はユーゴに分割された。

(参考)

第六十三回国会における佐藤内閣総理大臣の所信についての演説

(昭和四十四年十二月一日)

およそ戦争によつて失つた領土を平和裡に回復するといふことは、世界の歴史上たぐいまれな事柄であります。(拍手)奄美、小笠原に引き続き、今回話し合いによつて沖繩返還の実現を見ることとなつたのは、日米両国間の信頼と友好関係に基づくものであることは申すまでもありません。

(参考)

第六十七回国会における佐藤内閣總理大臣所信表明

(昭和四十六年十月十九日)

沖繩問題は、日米間の友好と信頼のきずなのもとに、戦争で失った領土を、平和裡に話し合いで回復するという、これまでの歴史にない最も好ましい解決をみることとなつたのでありますが、

（参考）

第六十七回国会における福田外務大臣の外交演説

（昭和四十六年十月十九日）

戦争によつて失なわれた領土が、平和的な話し合いによつて返還されるということは、歴史上ほとんどその前例を見ないところあります。

第一
二
三

取扱注意

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の疑問疑答（第二条）

条

約

局

○ 第二条

目 次

問二一一一 安保条約及び関連取極が「変更なしに」沖縄に適用されると、いう保障は、協定上どこにあるのか。

問二一一二 安保条約に関連する取極とは何か。

問二一一三 日米間の二国間条約の適用関係のみを規定したのはなぜか。

多数国間条約及び第三国との条約の適用はどうなるのか。

問二一一四 なぜか。米側にとつて重要なもののみを掲げたのではないか。

問二一一五 諸条約の返還領域への適用関係について規定した奄美返還協定第七条と沖繩返還協定第二条の相違点を説明せよ。

問二一一六 第二条は、なぜ確認規定になつてゐるのか。奄美返還協定がなる差異があるのか。

問二十一

第二条は、平和条約の沖縄への適用の有無につき規定してないが、なぜ奄美返還協定と同様に規定することとしたのか。

問二十二

奄美返還協定とともに締結された「その他の中南西諸島の防衛に関する交換公文」の効力は、沖縄の返還によっていかなる影響を受けるか。

問二十三

奄美返還協定附屬の交換公文の趣旨を説明せよ。この交換公文は、「南西諸島のその他の島」たる沖縄の米軍基地の強化に關し、今後とも米側要求の基礎となるものではないのか。

問二十四

日米間の条約、多數国間条約及び第三国との条約で、沖縄への適用のために改正等の手当てを必要とするものはないか。

問二十五

A 復帰後右側通行を継続実施するのは、道路交通条約の手当を必要とするのではないか。

問二十六

B 復帰に伴い二国間航空協定（日米を除く。）の改正を必要とするものはないか。

○ 第二条

問二-1 安保条約及び関連取極が「変更なしに」沖縄に適用されるという保障は、協定上どこにあるのか。

答 安保条約及び関連取極が変更なしに沖縄に適用されることについては、一九六九年の共同声明において日米両国の最高首脳間で意見の一一致をみていてこと御案内どおりであるが、協定上も、第二条において、安保条約及び関連取極が協定の発効の日から沖縄に適用されることが確認されており、これらを変更する合意が日米間にない以上、「変更なしに」適用されることは明確であり、明白に保障されている。

問：（略） 安保条約に関連する取扱とは、何か。

答　安保条約に関連する取扱とは、政府が屢次明らかにしていいるとおり、安保条約の締結に際し、条約とともに国会の承認を得た「条約第六条の実施に関する交換公文」、「吉田・アチソン交換公文等に該する交換公文」、「相互防衛援助協定に関する交換公文」及び「地位協定」をさしている。

（なお、これらの取扱のわく内で定められている合同委員会の決定等の既存の細目の沖縄への適用については、技術的理由あるいは沖縄の地域的特殊事情に照らして特に調整すべきものがあれば別として、一般的にはそのまま変更なしに沖縄に適用されることとなる。）

(参考一 主要国会答弁)
「本土並み」(衆沖特、四六・六・三〇)

○ 大村委員 第二条、第七条、それは結局共同声明の第四項なり第八項に関連を持つと認められるのであります。こういつた点で第二条、第七条において明らかにされていふと思ふのであります。なお鯨岡委員の御指摘になりました核抜きの問題、あるいは沖縄には特殊部隊あるいは S R 71 偵察機等、現在本土には見られない部隊が存在しているよう承つたのであります。こういつた点は、返還の際に、あるいはそれまでにどのようにされるお考えであるか、この点を重ねてお尋ねしておきたいと思うわけであります。

○ 愛知国務大臣 お尋ねのように、第二条によりまして、安保条約と関連取りきめがそのまま何らの変更なしに沖縄に適用される、これすなわち本土並みでございます。したがいまして、そ

◎ 安保条約のワク組みの外にはみ出るようなものは返還のときまでにいなくなる、これが自然の成り行きでございます。これは両国間の今日までの協定づくりの過程におきましても、当然のこととして考えられておる点でござります。

日本米間の二国間条約の適用關係の文を規定したのはなぜか。
か。多數国間条約及び第三国との条約の適用はどうなるのか。

答

第三国との条約及びわが国が加盟している多數国間条約も復帰の日から沖縄に適用されることは日本米間の二国間条約の場合同様当然のことであるが、本条において、わが国と第三国との二国間条約及びわが国が加盟している多數国間条約に触れなかつたのは、第三国に關係する問題につき日本米間の二国間協定で言及する筋合いではないからにすぎない。

がこの内で安保条約及び通商航海条約のみを例示したのはなぜか。米側にとつて重要なものののみを掲げたのではないか。

答 かつこ内で安保条約及び通商航海条約のみを例示したのは、これら二つの条約が政治面、経済面において日米間の基本的な二国間条約であるからである。

還協定第七条と沖繩返還協定第二条の相違点を説明せよ。

答　奄美返還協定第七条と沖繩返還協定第二条の相違点は、次のとおりである。

(1) 奄美返還協定では、規定の対象を「日本国が当事国である、条約その他の国際協定」として、日米間の二国間条約のみならず、わが国が第三国と締結している二国間条約及びわが国が当事国となつてゐる多数国間条約についても規定していたが、沖繩返還協定第二条は、小笠原返還協定第二条と同じく、日米間の二国間条約についてのみ規定している。

(2) 奄美返還協定第七条は、同条の対象となる条約の例示として、サン・フランシスコ平和条約、日米安保条約（旧安保）及びその関連取極並びに友好通商航海条約を挙げていたが、沖繩返還

協定第三条は、小笠原の場合と同じく、日米安保条約及びその関連取極並びに友好通商航海条約を掲げている。

(問二一―3 及び問二一―7 参照)

(参考 四三、五、二一、参外、小笠原協定審議)

○森元治郎君 次に、この条約第二条では、日米間の諸条約一安保条約、通商航海条約一などが発効の日から小笠原に適用されるといふことが確認されておる。奄美協定のほうではちよどこれに該当するのは第七条で、日本国が当事国である条約及びその他の多数国間の国際協定が適用されるとなつておる。これはやはりこういふことは明示しないが当然同じ適用になるのでしよう。

○政府委員(佐藤正二君) 小笠原が日本國に返つてまいりますものですから、日本國に適用になる協定は当然適用になります。そして、この二条及び奄美協定の七条、これは確認規定と考

る。多。數。國。間。條。約。を。入。れ。ま。せ。ん。で。し。た。理。由。は。、日。本。と。ア。メ。リ。カ。と。
の。協。定。に。お。い。て。多。數。國。間。條。約。に。言。及。す。る。こ。と。が。必。ず。し。も。適。當。じ
や。な。い。の。じ。や。な。い。か。と。い。う。よ。う。な。わ。れ。わ。れ。の。本。質。的。な。考。え。方。が
あ。り。ま。し。た。も。の。で。か。ら。、多。數。國。間。條。約。の。適。用。に。範。し。て。は。多。數
國。間。全。体。の。考。え。方。も。あ。る。と。思。い。ま。し。て。、日。本。國。と。し。て。の。適。用。と
い。う。こ。と。は。当。然。ご。ざ。い。ま。す。け。れ。ど。も。、こ。こ。で。例。示。す。る。た。り。に。て。は
適。當。な。も。の。で。な。い。と。思。い。ま。し。た。の。で。落。と。し。た。わ。け。で。ご。ざ。い。ま。す。

○ 森 元治郎君 そうすると奄美の場合は。

○ 政府委員（佐藤正二君） 奄美の場合には、アメリカも、もう非
常に戦後日にちが少なかつたものでございますから、日本に対
しての適用をはつきりさせたいという気持ちが非常に強かつた
らしくて、そのためにはいろいろいわゆる多數国間条約まで入れ
て一平和条約まで入つておりますが、そういうものも全部入れ

あるので、規定があるのではありますけれども、たゞ今度の場合に庄司
これだけ日本國とどうものが非常にはつきり一何と申しますか、
独立國としてはつきりしてありますので、小笠原が日本國に入つ
てまづりましたときて、日本國に適用される條約が小笠原に適用
になるということは自明の理でござりますから、これは落し
ました。

問

6

第二条はなぜ確認規定になつてゐるのか。奄美返還協定第七条は、今回の協定と異なる規定振りになつてゐるが、いかなる差異があるのか。

答

わが国が米国との間に締結している条約、協定等が復帰とともに沖縄にも適用されることを当然のことであるから、第二条は、このことを確認する規定になつてゐるわけであり、奄美返還協定第七条も、表現は異なるがその規定の趣旨は確認的なものであることに変りはない。

第三条は、平和条約の適用への適用の有無につき規定していながら、なぜ奄美返還協定と同様に規定することとしたのか。

答

平和条約は、発効と同時に沖縄も含めた日本国全体に適用されていたのであり、日本への返還に際してさらにこの協定で同地域への平和条約の適用について規定することはないとの考え方から小笠原返還協定の先例に従つたものである。

奄美協定の場合は、平和条約の発効直後に締結されたので、平和条約の規定のうちには一定の期間につき地域的な適用関係を定めたものもあり（たとえば第十二条）、奄美群島の返還に際してこの関係を明らかにするために念のため規定したものである。今回は、小笠原の場合と同様、平和条約発効後すでに長年月を経過しており、かかる問題の生ずることもないのでは、特に規定しなかつた。

（注）奄美返還協定とともに締結された「その他の南西諸島の防衛に関する交換公文」の効力は、沖縄の返還によつていかなる影響を受けるか。

答

本件交換公文は、沖縄の施設。区域に関するものではなく、本土と沖縄の中間に位置する奄美群島において、沖縄の防衛等に関連してたとえば通信関係の施設を設ける必要が生ずる場合には、米側はその提供を求め、日本側はこれを考慮に入れるという趣旨のものである。（注）

この交換公文は、奄美返還の際、すなわち、米国としては予見しうる将来沖縄を返還する意図を有せず、したがつて、沖縄が米国の施政下にあるとの前提で締結されたものであるところ、今回沖縄の復帰によつてかかる前提が根本的に消滅するわけであるから、この交換公文は空文化することとなる。

（注） 奄美返還協定審議の際の参議院本会議における岡崎

御免して現在はあります。さうしては、先に申した通りに二つの施設がありませんけれども、将来通信網であるとかあるいはレーダーの關係等で、この沖縄と本土との間の中間地帯である奄美大島に、沖縄の防衛等に關係して要すべき施設も必要となるかも知れないのであります。そういう場合には、これについては日本本土におきましても、安全保険条約に基づいて必要な施設や区域は行政協定の手続によつて提供することにいたしております。そこで、同様の趣旨に基づいて、必要なものがあれば将来提供することも考へる、こういう趣旨であります。現に具体的にどういうものが必要であるといふことはまだないのであります。

答

(1)

換公文は、「南西諸島のその他の島」たる沖縄の米軍基地の強化に関し、今後とも米側要求の基礎となるものではないのか。

この交換公文の趣旨は、奄美返還協定締結の際の国会審議における政府答弁（注1）以来政府が説明してきたとおり、奄美群島が本土、沖縄双方との近接性のゆえに極東の防衛及び安全に特異な関係を持つていてることにかんがみ、米国が奄美群島における施設・区域の提供を新たに求めた場合に日本政府がこれを考慮に入れるというものである。（この交換公文が奄美群島における施設・区域の提供要求に係るものであることは、交換公文の前段において奄美群島が本土、沖縄双方との近接性のゆえに極東の防衛及び安全に特異な関係を持つていてと述べられ

ていることから明白である。)

(口)

そもそも、この交換公文が沖縄における基地の強化に関するものでなかつたことは、次のことからも明らかである。第一に復帰前の沖縄については、米国としては平和条約第三条に基づく施政権の下で沖縄の基地の強化を自ら決定したところであるから、これをわが国に「要求」し、わが国をしてこれを「考慮に入れ」しめることを奄美の返還に際して取りきめるはずはなく、また、第二に復帰後の沖縄について取りきめたものでもないことは、米国政府は奄美返還当時沖縄返還を全く計画していなかつたどころか、むしろ日本国民が奄美返還に続き沖縄返還も遠からず実現するのではないかと期待することをおそれた模様で、予見しうる将来において沖縄返還がありえないことを強調していた（注2）くらいであるから、奄美返還にあたり、沖縄返還を予想したようなことをわが国と取りきめるはずもなかつたことは明らかである。

(イ)

いざれにせよ、との交換公文は、沖縄の復帰により、沖縄が米
施政下にあるところう前提を失つて空文化することとなる。(問一―8 参照)

(注1) 昭和二十八年十二月二十四日の参議院本会議において
て岡崎外務大臣は交換公文中の「特異な関係」について次
のように述べている。

「・・・・復帰に際しまして、米国側の軍当局としては、
奄美大島はまだ必要と考へて予定しておつたけれども今す
ぐに必要でないから別に施設を持たなかつたが、復帰され
るというなら、これこれの施設を持ちたいものだという意
向も初めにあつたのであります。しかしながら、今、要ら
ないものを持つ必要はないというので、それは落としてし
まつた。そういう次第であるので、先方としては復帰の際に、将来これが必要となるかも知れない、殊に中間的な地

域にあるから、通信施設等において必要な場合があるかも知れないということで、かかる文句を入れることを要望いたしました。・・・・要するに、両国、沖縄と本土との中間に、こういう地域的な関係から、将来そういうようなものが必要な場合もあるかも知れない。勿論これは普通の行政協定でカバーされるのでありますけれども、返還に際しまして、先方で希望いたしましたから、特に別段の意味はないといふことを念を押しまして、この文句を入れたのであります。」

(注2) ダレス国務長官は、一九五三年一二月二四日、奄美返還協定の署名の際にワシントンで行なつた声明の中で、米国は脅威と緊張の状態が極東に存在する限り沖縄等においてその権限を引き続き行使し、予見しうる将来までこれらの諸島の管理者として留る意向である (the United

States intends to remain as custodian of these islands for the foreseeable future) とさう趣旨のことを述べ、かかる米国の立場は、一九五七年六月一一日の中・アイゼンハワー共同声明にも引き継がれた。

(なお、米側は、奄美返還協定附屬の交換公文に第一項として、米国は平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまでの間、奄美以外の平和条約第三条地域で、現に行使している程度の管理及び権限を維持することが必要であるとした趣旨のことを書くよう提案していくが、国会提出直前に至り、この第一項を削除することで妥結した経緯がある。この経緯については、一九五三年一二月二四日参議院本会議における岡崎外務大臣の次の答弁がある。

なお、平和条約第三条に規定しておりまする奄美大島以外の群島、たとえば沖縄であるとか小笠原島等について御質問でありますか、これはお手許にありまする協定の最後の交換公文の中に、はつきりいたしておりますとおり、初めアメリカ側は、極東の平和が確立されるまでは、沖縄やその他の諸島についても、現在程度の管理及び権限を維持することが必要であるという趣旨の提案をいたしておつたのであります。これは交渉の最終段階において、実は本朝、この点を一切削除することになつておりまして、お手許にありまする交換公文にも、急ぎましたので、これをペンで削除しておいております。さようなことで、この点は実質的には、いろいろの必要上、直ちに沖縄等がこれに引継きすぐ返還ということには困難があることは、これを認めざるを得ませんが。政府いたしましては、でき得る限り国会の決議なりあるいは住民の希望なりを体しまして、今後とも善処するつもりであります。) 拍手) 「」

答　沖縄の復帰に伴つて改正を要する条約としては、日米航空協定への適用のために改正等の手当を必要とするものはなつか。

答　沖縄の復帰に伴つて改正を要する条約としては、日米航空協定の附表があるところ、これについては、了解覚書において同附表の修正の形式及び内容につき日米間で達した了解を確認していること御案内とのおりである。

その他の日米二国間条約、わが国と第三国との間の二国間条約及びわが国が当事国となつてゐる多国間条約については、前述の日米航空協定附表の場合のような修正が必要なものはないかと考えられる。

問11 A 復帰後右側通行を継続実施するのは、道路交通条約の手当を必要とするのではないか。

答

「道路交通に関する条約」は、その第九条一において、車両の通行の側は一国内のすべての道路について統一されていなければならぬと定めている。

しかるに沖縄においては現在右側通行が実施されており、復帰後これを左側通行に移行するが、そのためには、道路標識及び信号機の切換、バス等の乗降りの変更、県民に対する移行についての交通安全知識の普及等に伴う準備期間が必要である。ついては特別措置法で、左側通行への移行は復帰後三年を経過した後それが円滑に行なうことができる日に実施することを規定することとしている。

かかる事情は、国際的にも十分納得を得られるものと考えるの

で、政府としては、条約当事国に対する事情を説明し了解を得る方針である。

(注)

「道路交通に關する条約」

一九四九年九月十九日にジュネーヴで作成
一九六三年九月六日わが国の加入効力発生
締約国数 九二箇国

要とするものはないか。

答

わが国が結んでいる航空協定において、沖縄を日本国外の地点の扱いとしてそれを相手国に与えているものとしては、ベルギー、仏、インド、タイ及び英があるが、いずれも交換公文をもつて相手国は返還の日から沖縄における運輸上の権利を終止することが合意されているので、協定改正の必要はない。もつとも、わが国は同交換公文において遅滞なく前記の権利に関して交渉を開始することを約束しているので、復帰後の路線問題につき相手国と協議する必要があるが、これら相手国はいずれも沖縄に乗入れておらず、特に問題はないと考える。

なお、中華民国に対しては、行政取極により沖縄乗入を認めており、中華航空が沖縄乗入を実施しているところ、復帰後も沖縄

を国内の地点として、それへの寄航を認めかかるかの問題は、双方の路線関係の一環として検討したいと考えている。

MR 11 X 4

C

C

取扱注意

126

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答（第三条）

条

約

局

○第三条（含A B Cリスト関係）

目次

三一

要ですが、のす復讐規定で、帰定に第三日を確かに認めた。さらのれ沖項にて繩のはおに趣なり、用いがしさか。されんがる。つとては、安保条約返還及び三條協定地位は、不條二項。

四三一

積力さ衆
が極られ国安
的衆ては保
るに國い、條
の規に於く、約
か定対が、第
。さし、六
れ、返施条
て、還設及
い、協及び
る施定び地
。設で区位
と及は域協
のび一の定
表区日使第
現域本用二
上の国を条
の使は許で
相用、さは
違を、れ一
に許、るア
はす、一メ
何。アトリ
カ一メ規カ
意トリ定合

三
三
—
3

かん。協定第三条と施設。区域に関する了解覚書との関係いかん。

問三一四

A表は、復帰の際の提供を予約するものについては、現在も依然としている。これは、岡崎・ラスクリ交換公文方式と同じで、在あり、か。

四二一

掛かれるのか別段の合意をしない限りは、文言上どこに現在A表に入つてても復帰の際に提供

さ入れなさいこととなる。復帰の際も提供するか。逆に、A表に域もありうるのか。

問三一六

A表の「現在の境界線内」の意味いかん。現在の境界線と何か。

問三一七

この境界線はいかなる方法で確認されたのか。

問三一八

本土施設。区域についての境界線は、日米間でいかに確定されるのか。

問三一九

米側が今後復帰までの間に基地を拡大又は新たに作る場合提供との関係はどうなるか。

問三一十

協定が締結で間に合わず復帰の日に合同委員会による基地の不法占い事態になると思うがどうか。

問三一一

準備作業を復帰までに間に合わせることにならぬのでないか。

問三一二

は的締す
右に結る合
の生さ協すれ定
定るなを締
はとい
つとりす
結る軍の日
さがにかの
れどよ。い
たり返か
かか基還な
。地協不
奄不定發点
美法勅で施
笠の瞬設原
返態に区
還が協域の
一定に際時が
闇

問二一

13

「設備及び用地」と「施設及び区域」との相違いかん。

問三一

14

よ六をいさ
い条解かれ〇
か関除なる表
〇係るもの
でれ意の頭
使る味に書
用もかはき
をの。、に
解と〇次は
除し表の一
さてにも復
れ何記の帰
るが載をの
もあさ含際
のるれむ又
がかて〇は
全〇い一そ
部〇るとの
に表もあ前
な関のるに
る係のが使
とと他、用
考協にこを
え定使れ解
て第用は除

問三
15

わ
れ平
た和
か条
。約
一發
地効
主の
と際
のに
関は
係施
を設
含。
む区
域の
の提
供は
いかに
行な

問三
16

奄美返還の際はどうか。

卷三

小笠原返還の際はどうか。

問三一

協定第三条2項の趣旨いかん。

三
19

へ
る協
が定
、第
て三
れ条
は2
へ項
かは
な、
る—
意、
殊、
か、
。了
本解
頃さ
はれ
、る
確
認と
的規
規定
定し
かて

三

卷之三

点時
る一
含と
はの、
か具
°体
的
に
い
か
な
る
時
か。
いわゆる講和前の時

問三
一
21

平和条約発効後、奄美・小笠原返還の際に米側が引き

◎ 第三条（含む A B C リスト関係）

問三一、協定第三条1項の趣旨いかん。安保条約及び地位協定が復帰の日から沖縄に適用されることは返還協定第二条ですでに確認されており、したがつて、第三条1項は不要の規定だつたのではないか。

答1　協定第三条1項は、日本国は、安保条約及びその関連取極に従い、沖縄の復帰の日に、米国に対し沖縄における施設・区域の使用を許す旨規定するが、このことは、安保条約及びその関連取極が、協定第二条において確認されているとおり、復帰の日から沖縄に適用されることの当然の結果であり、その限りにおいて協定第三条1項は確認的規定であるということができよう。

ただ、本条につき特に指摘しておきたいのは、沖縄復帰に際しての施設。区域の提供が、本土において通常に行なわれているのと全く同様に安保条約及びその関連取極に定める手続に従つて行なわれ、いわゆる岡崎・ラスク交換公文方式又は奄美・小笠原返還協定の「避けがたい遅延の際の引き続き使用」方式が本協定においては採用されなかつたことである。この点、政府としては、安保条約及びその関連取極の本土なみ適用という沖縄返還の大原則に従い施設。区域提供についても日米間の合意によつて行なうといふ方針を貫き得た訳であり、協定第三条1項の意味もまさにこの点にあるといえよう。

問二二一 安保条約第六条及び地位協定第二条では「アメリカ合衆国は

返還協定では「日本国は、、、、アメリカ合衆国に対し、、、施設及び区域の使用を許す。」と積極的に規定されている。この表現上の相違には何か意味があるのか。

答

協定第三条1項の趣旨は、沖縄復帰に際し沖縄の施設・区域が本土におけると同様に安保条約及びその関連取扱に従つて提供されることを規定するものであり、御指摘の表現上の相違は単なる表現技術上の相違であつて特に意味はない。

（なお、あえて右の表現上の相違を説明するとすれば次のとおりなものとなろう。）

「当方としては、平和条約発効の際の岡崎・ラスク交換公文方式、奄美・小笠原返還協定の際の避けがたい遅延うんぬんの

規定を念頭に置き、沖縄返還協定ではかかる方式を探らず、日本側の提供意思なきにもかかわらず米国が施設。区域を使用することはないことを強調するため、日本国は、、、、、安保条約及びその関連取極に従い、、、、使用を許すと、日本側の行為を主体として表現したものである。」

この了解覚書の法的意味いかん。

答 1　返還協定第三条1項の「、
、
、安保条約及びこれに関連する

ただ、米側が現在使用している設備。用地のうちいかなるものが復帰の日に施設。区域として提供され、またいかなるものが提供されなくなるか等は沖縄の関係県民にとつてはきわめて

関心の深い問題であり、現地の要望も念頭におきこの問題をあらかじめ日米両政府間で討議しておくことは、双方の計画、予算措置その他の準備の上からも有意義であるので、かかる討議の結果をとりまとめたものが本件了解覚書である。本件了解覚書が、施設・区域提供手続についての合同委員会の権限をなんら害するものでなく、むしろ合同委員会を通ずる協定が復帰の日に締結されるための準備に大きく資するものであることは、了解覚書の別紙A表の頭書きの文言からも明らかである。

A表は、復帰の際の提供を予約するものではないか。もし、そうであるとすれば、A表のものについては、現在使用しているものを復帰の際そのまま提供するということであり、これは、結局岡崎・ラスク交換公文方式と同じではないか。

答

A表頭書きの文言からも明らかだとおり、A表に掲げられている設備。用地は、日米両国政府がその間で別段の合意をしない限り復帰の日から米側に施設。区域として提供するものとして合同委員会で合意する用意のあるものであつて、施設。区域の提供が合同委員会を通ずる協定によつて行なわれることが基本的なたてまえとなつており、したがつて、日本側が同意すると否とにかかわらず米国が引き続き使用しうるといふいわゆる岡崎・ラスク交換公文方式とは本質的に異なる。

問三-1-5

A表の「別段の合意をしない限り」は、文言上どこにかかるのか。現在A表にはいつていても復帰の際に提供されないこととなるものもありうるのか。逆に、A表にはいつていないのに復帰の際提供することとなる施設。区域もありうるのか。

答1

A表の「別段の合意をしない限り」は、文言上次の三つの語句に掛かり、したがつて、理論的にはそれぞれ次の意味に解される。

- (イ) 「現在の境界線内で」…別段の合意があれば、現在の境界線を修正することができる。
- (ロ) 「備考欄に記載するところに従い」…別段の合意があれば、備考欄の記載を変更し、又は備考欄に記載を追加することができる。
- (ハ) 「合意する用意のある」…別段の合意があれば、A表の特

定の設備。用地を施設。区域として提供しないことがありうる。他方、理論的には、別段の合意があれば、A表にない特定の設備。用地を復帰の日に施設。区域として合同委員会で決定することもありうるが、実際上の問題としては、かかる可能性は予見されていない。

2 A表の「別段の合意をしない限り」の意味は右のとおりであるが、復帰の際の施設。区域に関する計画、予算措置等の準備に資するとの了解覚書作成の趣旨からして特に予見し得ざる事情のない限り大幅な変更は予想していない。

問三一六 A表の「現在の境界線内」の意味いかん。現在の境界線とは、
復帰の際の境界線なのか了解覚書署名時の境界線か。

答 「現在の境界線内」とは、了解覚書署名時の境界線内の意味で
あつて、実際にフェンスがあるか否かを問わざいわゆる軍用地と
して使用されている特定の設備・用地の境界線を意味する。

問三一七 この境界線はいかなる方法で確認されたのか。

答 この境界線は、地図をも含めた米側提出の詳細な資料を基礎とし、また防衛施設庁の調査結果をも参考としつつ、日米双方の間で作業のうえ確認したものである。

問三一八 本土の施設・区域についての境界線は、日米間でいかに確定されるのか。

答 本土においては個々の施設・区域ごとに実測のうえ、物件を特定し、これを図面に表示することにより日米間で境界線を確定している。

問三一九

米側が今後復帰までの間に基地を拡大又は新たに作る場合提供との関係はどうなるか。

答

理論上は A 表頭書きの「別段の合意」の対象として復帰の際の提供、不提供について日米間で話し合いが行なわれる事となるが、実際上は現在のところ米側がこれから復帰までの間に基地を拡大又は新たに作るといったことは予見されていない。

問三-10

準備作業が間に合わず復帰の日に合同委員会における協定が締結できなくなる場合は米軍による基地の不法占拠という事態になると思うがどうか。

答

A 表頭書き末文にも明らかにとおり、日米双方は、合同委員会を通ずる施設。区域に関する協定が復帰の日に締結されるため、準備作業が復帰日の前に十分な余裕をもつて終了するようならゆる努力を払うこととなつており、御指摘のごとき事態が起るとは實際上は考えられない。

問三
正

準備作業を復帰までに間に合わせるために結局米側のいいなりに使用条件等を決めたりすることになるのではないか。

答

施設。区域に関する協定は、日米双方が協議のうえ合意に達して初めて締結されるものであり、米側のいいなりになるといつたようなことはありえない。

問三
12

合同委員会は復帰日のいがなる時点での施設・区域に関する協定を締結するのか。返還協定発効の瞬間に協定が締結されない限り米軍による基地不法占拠の状態が一時的に生ずることとなるがどうか。奄美・小笠原返還の際は右の協定はいつ締結されたか。

答

合同委員会の開催の時間等具体的なスケジュールについては今後検討することとしたが、いずれにしても、返還と施設・区域提供との間に法理論的な間隙の生ずることのないよう準備を行なつて行く所存である。

なお、奄美・小笠原返還の場合には、それぞれ返還の当日付けて合同委員会の必要な手続等が行なわれた。

問二一三 「設備及び用地」と「施設及び区域」との相違いかん。

答 「設備及び用地」とは、復帰前に米軍が使用している俗にいう基地とか軍用地とかに対する呼称であつて、安保条約・地位協定により提供される「施設及び区域」との法的性格の違いを意識して使用されたものである。「設備及び用地」の語は、「施設及び区域」の語とともに、奄美返還協定及び小笠原返還協定においても右と同様の意味で使用されている。

○表の頭書きには「復帰の際又はその前に使用を解除されるものには、次のものを含む。」とあるが、これはいかなる意味か。○表に記載されているもののほかに使用を解除されるものとして何があるか。○表関係と協定第六条関係で使用を解除されるものが全部になると考えてよいか。

答

○表に記載されているものの外には、○表末尾の注にもあるとおり協定第六条との規定との関連で使用を解除されるものがあるが、以上の外にも米軍の使用を解除されるものとしては協定第六条の合意議事録2の(3)にいう「道路構築物」とは必ずしも観念されない従来の軍用地たる道路等があると承知している。

（そのような道路はどれくらいあるのか、との質問に対し、「そのような道路がどれくらいあるかについては現在関係省において実態はあく中であると承知している。）

問 15 平和条約発効の際には施設・区域の提供はいかに行なわれたか。(地主との関係を含む。)

答 1

平和条約第六条は、「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後、、、、、九十日以内に日本国から撤退しなければならない。」と定めたが、これは、逆に、平和条約の効力発生の後九十日間は占領軍は引き続き日本国に駐留できることを意味するものであつた。

2

平和条約発効を前に一九五二年二月二八日署名された行政協定は、その第二条で個別の施設・区域は合同委員会を通ずる両政府間の協定によつて提供されることを定めたが、同時に行なわれた、いわゆる岡崎・ラスク交換公文は、米軍が占領中から使用している施設。区域で平和条約の効力発生の日の後九十日以内に行政協定の下に提供されることが合意されないものについても継続して使用することができる趣旨を定めた。

3

平和条約第六条の規定により米軍は、その効力発生の後九十日間は引き続き（行政協定の手続によらず）施設。区域を使用していたところ、この九十日は、一九五二年七月二~~二七~~^{三〇}日をもつて終了することとなつたので、~~翌~~日付けで合同委員会を通ずる施設。区域に関する協定が両政府間に締結された。（この協定により提供された施設。区域は七百件を越えるものであつたが、このうちいわゆる岡崎・ラスク保留施設は五〇件であつた。）

地主との関係については、土地の使用権は私法上の契約により取得することをたてまえとしつつも、政府は、一九五二年五月一五日「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（以下「特措法」と略称）を制定し、行政協定により米国に提供する土地等の使用、収用の手続を定めたが、特措法の附則第二項は次の規定を設けた。

「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基づく使用を現に継続している土地等で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月を越えない期間においてこれを一時使用することができる。」

さらに同附則は第三項以降において損失補償、返還時の原状回復のための補償等につき規定している。

答 1

奄美返還協定第二条は、「アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二の設施及び用地は、行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用するものとする。」旨を定め、これに従つて、それまで米軍が使用していた陸軍宿舎及び沖の永良部島通信所が奄美返還の日に合同委員会を通ずる協定により

それぞれ施設。区域として提供された。

2 地主との関係については、右施設。区域の土地のほとんどは市有地又は町有地であつたところ（陸軍宿舎については私有地も若干あつた）。政府は右土地の施設。区域としての提供にあたり通常の契約によりこれらの土地の使用权を取得したと承知している。

問三一 小笠原返還の際はどうか。

答 1 小笠原返還協定第三条は、「合衆国が現に利用している硫黄島及び南鳥島における通信施設用地（ロラン局）は、（地位）

（地位）協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用する。」

旨を定めたが、これら施設は小笠原返還の日に合同委員会を通ずる協定によりそれぞれ「施設・区域」として提供された。

2 地主との関係では「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第十二条は公用の土地についての使用者の設定につき次の規定を設けた。

「この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。）のうち、公用（安保条約に基づく提供の用を含む。）、又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他人の所

有する土地にあるときは、國又は地方公共団体は、次項から第
四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。」

(第一項)

土地を使用する場合には國又は地方公共団体はその土地の区
域、使用方法、期間を所有者に通知する必要がある。所有者不
明土地については公示する。(第二項)

使用期間は五年をこえない範囲で政令で定められる。(第三
項)

政令は、硫黄島及び南鳥島に存する飛行場及びロラン局の用
に供されている土地についてはこの期間を五年と定めた。

答1

返還協定第三条2項の規定により、復帰の日に米側に提供される施設。区域に地位協定第四条を適用するにあたり、同条1項及び2項がそれぞれ次のとく解釈されることが了解されることとなる。

- (1) 1項..合衆国は、復帰の日に提供される施設。区域の後日の返還に際して、当該施設。区域をそれらが合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- (2) 2項..日本国は、復帰の日に提供される施設。区域の返還に際して、当該施設。区域に加えられている改良（復帰後加えられたもの及び復帰前に加えられていたものの双方を含む。）又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、

合衆国にかかる補償をする義務も負わない。

2 以上を要約すれば、返還協定第三条2項は、復帰後も引き続

き使用されることとなる施設。区域の返還に際し、米側は、その原状回復義務を免除され、他方、日本側は、復帰前に加えられたいる改良を含め、残される建物。工作物に対しいかなる補償の義務も負わないことが明らかにされている。したがつて、復帰後も引き続き米国が使用する施設。区域が返還される際は、そこに残された残存価値は、沖縄の復帰前に米側が附加したものも含め、日本側の所有に帰することとなり、また、原状回復が必要な場合には、本土における施設。区域の返還の場合と同様、日本政府（施設庁）がその責任において処理にあたることとなる。

問三一十九

協定第三条2項は、「、、、了解される」と規定しているがこれはいかなる意味か。本項は、確認的規定か、又は創設的規定か。

答1 地位協定第四条1、2項は、次の理由から、復帰後施設。区

域として引き続き米軍に使用されるものの復帰前の形質変更に対する原状回復義務及び復帰前の改良に対する補償には適用されない規定であると解すべき合理的理由はないものと考えられる。すなわち、

- (1) 1項「本項にいう「提供された時の状態」とは、地位協定により提供された時と限定的に解する理由はなく、実際に米軍にとり使用が可能になつた時と解される。この点、「提供された時の状態」は、英文では「..... the condition in which they were at the time they became available.....」とあるが、と

れほ、右の解釈が正直いことをより明確に示している。

(四) 2 項・返還時に残される「建物若しくは工作物」については問題はない。「改良」についてはその時点が問題となるが、地位協定第四条1、2項が原状回復義務、残存価値の補償義務について彼我の権利、義務の権衡を図っているという趣旨にかんがみれば、右1項の解釈に対応して2項にいう「改良」も地位協定による施設。区域であつたと否とを問わず實際に行なわれた時点の「改良」を含むと解するのが妥当と考えられる。

2 地位協定第四条1、2項の解釈は以上のとおりであるが、本件解釈については関係者間にいがなる疑念も生じないよう念のため返還協定第三条2項においてこれを確認したものである。

答

は、具体的にいかなる時か。いわゆる講和前の時点も含むのか。
答　講和前であると後であるとを問わず米国軍隊が実際に使用を開始した時点である。

問二十一
21

平和条約発効後、奄美、小笠原返還の際に米側が引き続き使用することとなつた施設。区域の復元補償問題はいかに解決されたか。

答 奄美群島及び小笠原諸島の返還に際しては、復元補償という問題は存在しなかつたと承知している。

注一 奄美群島返還の際は、当時米軍が使用していた二つの設備。用地をそのまま施設。区域として提供した。

注二 小笠原諸島返還の際は、二つのロラン局を施設。区域として提供し、右以外の米軍使用地は日本政府が復帰後引き続き使用することとした。なお小笠原の場合は住民のほとんどが戦争中本土に引き揚げたままで、土地所有権の確定は復帰後の問題として残された経緯があるが、いずれにせ

上、復元補償の問題を生ぜしめるごとき土地の損害は生じていないと認められている。

取扱注意

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答（第四条）

条

約

局

問四一、沖縄住民の各種請求項目は、この協定及び附屬文書に定める措置によりどのように処理されることとなるのか。

問四一、第四条1項の規定の趣旨いかん。

問四一、なぜわが国は対米請求権を放棄するのか。相互放棄としないのは不公平ではないか。

問四一、第四条1項は、「同項により放棄される対米請求権の時も規定範囲につき、「この協定の効力発生の中の対米請求権のみ同項によりあわせて放棄する意味か。」

問四一、第四条1項で「琉球諸島及び大東諸島に影響を及ぼしといふ場合の「当局アメリカ合衆國の機関をさすのか。また、本項は「当局アメリカ合衆國の機関をさすのか。」とあるが、これは何を意味するのか。

第四条第一項の「これらの諸島に影響を及ぼした」とはいかなる趣旨か。

問四一七 第四条2項の規定の趣旨いかん。

問四一八 第四条2項の「アメリカ合衆国の法令」及び「これら
の諸島の現地法令」とは具体的にどのような法令か。

問四一九 この協定の第四条2項にいう日本国民の請求権を取り扱いかつ解決する手續はどのようなものとなるのか。

問四一〇 第四条に関する合意書事録第1項の各号はそれぞれ具本的である旨を予想してゐるのか。

問四一、(1) 第四条に關する合意議事録で、日本國民に沖繩の市町村が含まれる旨規定しているのはいかなる理由によるものか。

問四一 12 第四条に關する合意議事録2項の趣旨いかん。また、復帰前に米国が琉球政府に負つていた確定債務はどうなるのか。

問四一 13
府にて漁業補償地請求され裁判願いの及び軍用地に屬し賃借料増かの額見請求解求が訴琉球にて政つ

が實際に救濟される見とおしいかん。補償にてはど
うかかる請求

問四-15 A 入会制限に伴う損失補償の問題はどのように処理されることがとなつたのか。
B とおしからばん。いわゆる入会補償が実際に救済される見

問四一 16
人見協
○解定布が第四二〇号に基づく軍用地業務の請に
琉球政府にて示され、日本國民に於ける権利は
該政府の手数料債権に當する見解いかず。

問四
— 17 —
い政従ばあ
か府來、つ解
んに米当た放
。上倒然元軍
りは復の用
示こ元状地
され補態の
れが償に境
て支費も界
い払のど設
るを一す定
と行部と費
こなどいは
ろつ考う、
てえ原當
右いら状該
になれ回土
対いる復地
すとにのを
るのも観境
政見か念界
府解かかが
のがわら明
見疏らす確
解球ずれで

問四一 18
る舞の金いかのわゆる講和前人身補償浪れの問題は、この協定との關係に基づく見

問四一 19 第四条3項の規定の趣旨いかん。

四二三

なやこの種の請求（講和前復元補償済）についてのみ「自發的支払」が行なわれるのか。

35

四二一

協定第四条3項にいゝ一九五〇年七月一日及び一九六年六月三〇日はそれいかなる意味を有する日付か。

37

四二二

第四条3項の「自發的支払」(ex gratia contributions)とはいかなる性格の支払か。講和前補償に関する布令六〇号にいゝう「恩恵的支払」(ex gratia payments)なる性格のものか。

38

四二三

協定第四条3項の ex gratia contributions は、布令六〇号のごとく「恩恵的支払」と訳すべきだと思うが、なぜ「自發的支払」としたのか。

39

四二四

第四条3項の対象となりうべき復元補償問題は、請求総額の規模としてどのくらいになると考へるか。

44

四二五

第四条3項に基づき行なわれる米側の自發的支払の総額はいくらか。(米側は四百万ドルを予定しているといふような説があるがいかん。)

45

四二六

この協定の第四条第3項に基づき自發的支払が行なわれる土地については、米側による使用からの解放後、本わ

38

件支払が行なわれるまでの期間における当該土地の使用不能に基づく損害をも補償すべきであるがかかる。損害補償をあわせて米側に請

問四一
27

第四条4項の規定の趣旨いかん。

問四一
28

第四条4項にいう「現地当局」とは何か。

問四一
29

第四条4項の「作為又は不作為」とは、行政上の措置

のみをい。うのか。立法上の措置及び司法上の措置はどう

問四一
30

復帰後、施設区域として再提供される軍用地及び三公
地に對しが方が引き継ぐ財産の用地として使
用されることは不公平ではないか。

問四一
31

復帰後、施設区域として再提供される軍用地及び三公
地に對しが方が引き継ぐ財産の用地として使
用されることは不公平ではないか。
日本側に於ける復帰後日本側の負担により解
決するといふ形で対米請求権が放棄される復元補
償するといふ意

問四一

32

「一海没地の問題の解決に關する交換公文」で取り上げ

問四一

33

は米国が沖繩で埋め立て、現に保有している土地として
はいかなるものがあるか。

問四一

34

と問産管理官が沖繩で埋め立て、現に保有している土地は、財
産問題でのは解な解决の局かにか結。

問四一

35

政権返還まで時間的に基づく海没地補償問題の處理は、施
えと政の折衝にも種種困難が予想され、完全な成果は期待し主

問四一

36

立地を売却し、金錢で補償する可能性はないか。

問四一

37

め「海没地に關する交換公文は、米側が、問題の解決のた

問四
38

引き受けける」とのみ規定しているところ、これでは問題
自体の解決の責任を米側に義務付けたことにならないの
ではないか。

問四一　沖繩住民の各種請求項目はこの協定及び附屬文書に定める措置によりどのように処理されることとなるのか。

答(1)

米国の沖繩の施政期間中の行為等から生じた請求権は、協定第四条2項にあるとおり、同期間中沖繩に適用された米国の法令又は現地法令により認められるものである限り、米側の責任において処理されることとなり、そのため、復帰後は日米間の協議により定められる手続に従い米側の権限ある職員が沖繩でその処理にあたることになる。なお、講和前の損害に係る請求権については、一般には、平和条約第一九条により日米間では放棄されているが、いわゆる復元補償漏れの問題及び那覇軍港内海没地の補償については、それぞれ協定第四条3項及び海没地に関する交換公文により解決されることとなつた。

(2) なお沖繩住民より提起されている個々の請求項目についてみ

れば、次のとおりとなる。

(イ) 軍用地復元補償

布令二〇号上補償が認められる一九五〇年七月一日以降の形質変更については協定第四条2項、同日前のものについては同条3項の支払の対象となる。

(ロ) 講和後のいわゆる不法行為損害補償

講和後の期間における人身傷害、財産損害、基地公害等に基づく補償請求は協定第四条2項に基づき米側が処理にあたることになる（第四条に関する合意議事録1(3)参照）。

(ハ) 那霸軍港内海没地の補償

海没地に関する交換公文に基づき米側が処理にあたることになる。

(ニ) 軍用地収用補償料の未払

軍用地の収用に基づく補償料で関係地主に対し未払のもの

は協定第四条2項に基づき米側が処理にあたることとなる（第四条に關する合意議事録1(1)参照）。

(イ) 漁業補償及び軍用地賃借料増額請求は、日下琉球列島米国土地裁判所に訴願係属中であり、引き続き米側の処理にゆだねられることとなる（第四条に關する合意議事録1(2)参照）。また、いわゆる通損補償一般及び入会補償については、従来具体的な請求が米側当局に対し提起されていない。今後かかる請求が關係住民から提起された場合には法令上は前記の請求同様に扱われると思われる。（問四-14、15参照）

(ロ) たとえば人身傷害に係る講和前補償漏れについては、諸般の事情から米側に処理の責任を負わしめることは困難と判断している。

(ハ) なお、施政権返還時に於いて地位協定に基づき施設区域として提供される土地及び協定第六条に基づき日本国政府に移

転される米国財産がある土地の復元補償は、それぞれ協定第三条2項及び第六条4項によりわが方の責任において処理されることになる。(問四-30、31参照)

(注)

那覇以外の海没地補償については、問四-39参照。
解放軍用地の使用不能に基づく損害補償については、
問四-26参照。
解放軍用地の境界設定費については、問四-17参照。
軍用地業務手数料債権については、問四-16参照。

問四一2 第四条1項の規定の趣旨いかん。

答

第四条1項は、（2項に規定するものを除き）平和条約発効後この条約発効までの沖縄における米国の施政期間中に米軍、米側施政当局及び琉球政府等の現地当局の存在、行動等から生じた日本国及び日本国民の対米請求につき、日本国がこれを國際法上提起しないとの趣旨を規定したものである。

問四一三 なぜわが国は対米請求権を放棄するのか。相互放棄とし

ないのは不公平ではないか。

答(1)

今回の協定においても米国及び現地の法令により実定法上米国による処理が認められている請求権は、第四条2項に基づき、米国がその処理の責任を引き続き負うこととなつてゐる。また、右以外の種々の請求のうち、実定法上の根拠はなくとも、実態的にみて米国が処理すべきであると考えられた軍用地の講和前復元補償漏れ及び海没地の問題の解決は、第四条3項及び交換公文で合意されているとおりである。しかして、第四条1項の一般的請求権の放棄は、前述以外のものについて、施政権返還後わが国政府としては米国に対し外交的にこれを取り上げないこととし、もつて、施政権移転の際の日米間の法律關係の明確化をはかつたものであるが、このことは、これらの問題につき、

必ずしも米国が処理の法律上の責任を有していたということを意味するものではない。（この点に関連して、さらに追求ある場合には）このことは、また、かかる類の問題につきなんらの施策も要しないという意味ではなく、政府としては、今後、必要に応じ国内的に対策を講ずべきと考える。

(2) なお、わが国のみが請求権を放棄し、米国がなんら請求権を放棄しないのは、この地域に対して施政権を行使していたのは米国であり、施政権の返還に際して米国に放棄せしめるような請求権はないものと考えられるからである。

的範囲につき「この協定の効力発生の日前に」とのみ規定しているところ、右は、占領期間中の対米請求権をも同項によりあわせて放棄する意味か。

答

本項の対象となるのは、平和条約発効後この協定の効力発生前の期間において生じた対米請求権である。占領期間中の問題から生じた対米請求権については、本土の場合と同様、沖縄の場合も、平和条約第十九条によりすでに放棄されているものである。

れらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局」という場合の「当局」は、それぞれ具体的にいかなる機関をさすのか。また、本項にいう「現地当局」とは、具体的にいかなる機関をさすのか。

答(1)

「琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局」という場合の「当局」は、これらの諸島における米側施政当局であり、米民政府がこれに当たる。(三公社は「当局」ではない。)

「これらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局」という場合の「当局」は、沖縄外における米側関係当局で沖縄の施政につき権限を有していくものであり、米本国

政府管轄がこれにあたる。

(3)

「現地當局」は、施政権者たる米国の沖縄における統治行為に現地側から參画していく限りにおいての琉球政府等の機関である。

問四一 6 第四条1項の「これらの諸島に影響を及ぼした」とはいかなる趣旨か。

答

沖縄以外にある米側当局及び米軍が沖縄に関しなんらかの措置をとつた結果として対米請求の問題が生じたことがありうることにかんがみ、かかる表現をとつたものである。「これらの諸島に影響を及ぼした」米側の措置としては、たとえば、大統領行政命令の発出等が考えられる。

問四一七 第四条2項の規定の趣旨いかん。

答 第四条2項は、米施政下の沖縄に適用されていた米本国の法令及び（布令、布告、民立法等の）現地法令に照らし米国政府に対し救済を求めることが認められている日本国民の対米請求権は、1項の請求権放棄に含まれず、復帰後も米側がその処理の責任を負うこと及びかかる事務の処理に必要な米側職員を施政権返還後現地に置くことを認めるとの趣旨を規定したものである。

諸島の現地法令」とは具体的にどのような法令か。

答

第四条2項の「アメリカ合衆国の法令」としては、米本国法たるいわゆる外国人請求法、労働災害補償法等があり、また、「現地法令」には、布令、布告、指令等米側が現地において発出した各種法令及び琉球民立法がすべて含まれる。

問四一 9

この協定の第四条2項にいう日本国民の請求権を取り扱いかつ解決する手続はどのようなものとなるのか。

答

本件については、協定の円滑な実施という観点から日下米側において取るべき措置につき種種検討を行なつてゐる。わが方としては、できる限り早期に本件手続が確定するよう今後とも米側との協議を進めてまいりたい。

問四一 10

第四条に關する合意議事録第1項の各号はそれぞれ具体的にいかなる請求権を予想しているのか。

答

第四条に關する合意議事録第1項の各号は、たとえば、次のとおり請求に係る問題で、施政権返還の時点でいまだ補償の要否、補償額等につき決定をみていないものをそれぞれ予想している。

- (1) 施政権返還前に解放される軍用地に關する復元補償請求で、形質変更の時期が一九五〇年七月一日以降であるもの
- (2) 土地裁判所がすでに受理し、あるいは今後受理する訴願事案。
（現在、同裁判所に訴願係属中の漁業補償請求、軍用地賃借料増額請求等は、施政権返還前に同裁判所の決定の手続が終了しない場合は、これに含まれることとなる。）
- (3) 沖繩における米軍、米側当局、その構成員等の行為に起因するいわゆる人身傷害、物的損害に係る対米請求等。（ただし、

講和前補償済の分は含まれない。)

- (4) 米軍、米民政府等の被用者の労災補償請求。(PX、クラブ等米軍の附屬諸機関の被用者の労災補償はこれに含まれるが、軍閥係譲負業者等の被用者の労災補償は当事者間の問題であるので含まれない。)
- (5) 米軍、米民政府等の被用者の給与、退職金、有給休暇買上等に係る請求

問四一二〇

第四条に関する合意議事録で、日本国民に沖縄の市町村
が含まれる旨規定しているのはいかなる理由によるものか。

答　米国が沖縄における軍用地の使用権取得に關し從来市町村有地を
一般の民有地と同様に取り扱つてゐるという実態を考慮したもの
である。

問四一 12

第四条に關する合意議事録 2 項の趣旨いかん。また、復帰前に米国が琉球政府に負つていた確定債務はどうなるのか。

答(1)

米国が復帰前に沖繩において日本国民へ市町村を含む。(に負つていた確定債務でたまたま復帰時までに履行しえなかつたものがある場合、復帰後米国がこれを履行すべきこというまでもないが、施政権返還に伴い現地の米側の機関が消滅する事情をも勘案のうえ、念のため、支払の手続を明らかにしたものである。

(2)

なお、琉球政府は、純粹に法的にみれば、沖繩における米国の統治機構の一部を成す機関であるから、同政府は一般には米国に対する請求者としての地位を有していない。一部の例外として、琉球政府が米国とは別個の法主体として觀念され、同政府が対米確定債権を有している場合がある(米琉間郵便為替片)

個々交換協定に基づく債権等)が、この種の対米債権が同政府の後継機関の対米債権として施政権返還後も存続することはいうまでもない。

問四一

13

漁業補償請求訴願及び軍用地賃借料増額請求訴願について
は、土地裁判所の管轄に属しないとの見解が琉球政府により
示されてゐるが、政府の見解いかん。

答

従来、土地裁判所が御指摘のごとき訴願事案につき、実質を審理のうえ、裁決を行なつてゐる事実に徴すれば、同裁判所は、これららの訴願事案を取り扱う権限を有してゐると考えられる。(もつとも、土地裁判所が、いかなる問題を取り扱い解決する権限を有するかは、最終的には、米國が関係布令等に照らし、個々の事案別に判断すべき問題である。)

問四-14 軍用地の使用に伴ういわゆる通損補償については、どのように処理されることとなつたのか。また、かかる請求が実際に救済される見とおしいかん。

答

講和前の土地関係の損害については、平和条約第一九条により日米間では請求権が放棄されているが、いわゆる通損補償に該当する事項を含め、布令六〇号に基づく講和前補償の支払が行なわれている。講和後の通損補償事案については、関係住民は法令上は布令二〇号及び外国人請求法の下で対米請求を行なうことが排除されていないものと考えられる。

(参考)

- 1 現実の問題としては、いわゆる通常損害は、講和前に発生したもののが大部分であり、さらに、現在までかかる損害に対しする補償を米側当局に対し具体的に請求した例もほとんどな

じ。また、布令110号及び外国人請求法にはいすれも除斥期間の定めがある。

2 布令一九号「琉球列島米国土地裁判所の設置について」第二項及び同裁判所手続規則第一条cは、「収用宣告書又は一般に認められた収用に関する法の正当な手続の原則（

commonly accepted principles of due process in the law of eminent domain）

補償請求の妥当性及び適正補償の範囲に関するすべての事實上及び法律上の争点」を土地裁判所の管轄に属する問題として掲げており、また布令20号「賃借権の取得について」第三項は「一般に認められた収用に関する法の正当な手続の原則又は米軍損害賠償請求手続（注、外国人請求法のこと）の下に補償が支払われる土地及び（又は）地上物件の損害ある者は、琉球列島米国土地裁判所に訴願提起することができるもの」と規定しており、米側も通損害賠償事案は、一応右規定の対象となりうるとの解釈を示している。

問四 1 15A

入会制限に伴う損失補償の問題はどのように処理される
こととなつたのか。

答 入会制限に伴う損失補償の請求は、これが今後関係住民により
米側当局に実際に提起され、布令一九号「琉球列島米国土地裁判
所の設置について」第二項及び同裁判所手続規則第一条。がその
管轄に属する問題として掲げている「一般に認められた収用に關
する法の正当な手続の原則に基づく財産の取得又は損害に対する
補償請求の妥当性及び適正補償の範囲に関するすべての事実上及
び法律上の争点」に該当すると認められれば、同様の原則を定め
た布令二〇号第三項の趣旨にもかんがみ、協定第四条2項に該當
するものとして米側の処理にゆだねられることになる。

四月十五日 B しかばりわゆる入会補償が実際に救済される見
とおしひかん。

答 いわゆる入会割限の損失補償は、請求権の対象となるべき権利侵害であるかどうかの事実が不分明であるので、見とおしについては申し上げかねる。

(参考)

国内においては、昭和四六年一月一四日北富士演習場内の小屋を国が撤去しないよう求める仮処分の申請を却下するに際し、東京地裁が示した見解（大正四年の大審院判決にもかかわらず、国有地にも入会権はあるとの趣旨）はあるも、国有地について入会権を認めないというのが従来の判例であり、また、政府の立場である。（政府が地位協定に基づく施設区域の提供に際し、入会慣行を認めて行なっている支払は政策的なものであり、法的義務に基づく補償ではない。）

布令二〇号に基づく軍用地業務に関する手数料債権は、協定第四条2項にいう日本国民の請求権に該当するととの見解が琉球政府により示されているが、政府の見解いかん。

答(1)

琉球政府が復帰前に完了した軍用地業務（すなわち地主への賃料の支払）に係る手数料で米側からの支払がなされぬまま施政権の返還を迎えるものがあるとすれば、右は琉球政府の「アメリカ合衆国使用土地の借賃等に關する特別会計の業務勘定の対米債権として、施政権返還の時点における琉球政府の財産の一部を構成することになる。かかる対米債権は、琉球政府のその他の会計の債権と同様、同政府の財産の引継ぎの一環としてわが方のしかるべき後継機関に引き継がれ、その対米債権として存続する性質のものである。他方、復帰前にすでに本件特別会計に払込み済みの賃借料等で、その關係地主への支払が復帰

条 約 課 編 集 室

26

後になるものについては、復帰後、国の行政の一環としてこれを処理することになるので、これについて米側に手数料の支払を請求することもありえない。

(2) いざれにしても、本件はこの協定第四条に規定するいわゆる請求権の問題ではなく、琉球政府の財産の引継ぎの一環として処理されるべき問題である。

(参考)

- 1 琉球政府関係者の説明によれば、この種の手数料債権は施政権返還の時点において、二・三、〇〇〇ドル程度というきわめて小額に留る見込みなる趣である。
- 2 琉球政府は米側との「琉球列島内の不動産に係る業務についての合意」（通称「業務契約」）に基づき、軍用地賃借料等を米側から受領するとともに、関係地主に対する必要な支払業務を行なつてゐる。ここで問題

とたつでいる手数料は、かかる業務の実施に對し、その対象となつた土地の筆數に応じ米側より琉球政府に支払われるものであり（業務契約第4条(3)）、右手数料は琉球政府の「アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計」の業務勘定の歳入となる（同会計法第四条）。

解放軍用地の境界設定費は、当該土地を境界が明確であつた元の状態に戻すという原状回復の観念からすれば、当然復元補償費の一部と考えられるにとかかわらず、従来米側はこれが支払を行なつていないとの見解が琉球政府により示されているところ、右に対する政府の見解いかん。

答

従来、米側の使用から解放された軍用地については、布令二〇号に基づき復元補償費が支払われた場合及び布令六〇号に基づく譲和前補償の一環として「解放地の復元」の項目の下に見舞金が支払われた場合がある。布令二〇号に基づく復元補償費については、米側の支払は個々の補償項目の積み上げによらず、一括して行なわれるので、ご指摘の境界設定費が含まれていないと主張することは困難である。同様のことは、布令六〇号に基づく見舞金についてもいえる。

(参考)

1

布令二〇号に基づく復元補償額の決定は、従来関係地主、琉政及び地区工兵隊の三者間の協議により行なわれており、琉政が復元補償費に境界設定費が含まれていない旨主張する根拠は、従来右三者間の話し合いに際し、地区工兵隊の担当者が境界設定費を勘案することに反対していたという事実による模様である。しかし、現実の問題としては、復元補償請求に際し琉政側から提出する書類にも、また、これが支払を認める旨の米側の書類にも全体の金額しか記載されず、したがつて請求及び支払承認が具体的にいかなる項目の積み上げによるのかは知り得ないことになつていい趣である。

2

布令二〇号に基づく復元補償額決定のための協議に際し、最近は地区工兵隊も境界設定費を勘案することに異議を唱えなくなつた趣である。

3 講和前補償の際の「解放地の復元」の請求額算定方式は、同補償獲得期成会の資料によれば「(資材費+労力費+運搬費+その他の経費)×復元をする面積×物価指數=補償要求額」

となつてゐるところ、琉政関係者の説明によればこれには境界設定費は勘案されていなかつた趣である。右請求に基づく米側の見舞金支払は一括して行なわれた。

いわゆる講和前身補償洩れ（布令六〇号に基づく見舞金の請求洩れ）の問題は、この協定との関係でどうなるのか。

答　いわゆる講和前身補償洩れについては、当時相当の期間をもつて募られた請求に対し米側が一旦見舞金の支払を行なつた経緯があることにもかんがみ、米側にその処理の責任を負わしめることは困難と考えたものである。

（参考）

- 1 講和前身補償洩れ事案としては、この他に、不法行為に基づく財産損害及び軍用地復元補償の請求洩れがありうる。
- 2 講和前身補償獲得期成会編（一九六〇年一月二二日付）「対日平和条約発効前における沖縄の損害補償に対する提案」は当時の調査方法等につき種々言及しているところ

る。これに上れば不法行為（人身、財産）及び復元補償等の土地関係損害に関する調査の実態は概要次のとおりであつた趣である。

(1) 不法行為損害の調査

a 調査時期 琉政は一九五五年一二月から一応調査を開始したが、十分成果があがらなかつたので、一九五八年八月八日、琉政より関係市町村長に対し不法行為関係損害事案の調査を書面で依頼のうえこれを本格的に実施し、さらに一九五九年三月二八日の書面による指示をもつて、被害者との面接等の方法による再調査を実施した。

b 調査対象地域 調査項目としてあげられていた死亡、傷害、強姦、財産損害等につき関係ある琉球列島内の市町村

(2)

a

調査方法 本調査は、あらかじめ各市町村の職員に對し調査実施に關する地区別説明会を行なつたうえで、各市町村担当職員の指導の下に被害者が所定の申請書に必要事項を記入し、担当職員の点検及び当該市町村長の副印を付して琉政法務局に提出せしめ、これを集計するという形で行なわれた。

復元補償等の土地關係損害調査

a 調査時期 本件に關する最初の調査は琉政法務局長の指揮の下に各市町村が担当して一九五六年一月から三月まで行なわれ、再調査が一九五八年一一月から一九五九年三月にかけて行なわれた。(なお、五六年の調査は日本政府に対する騒擾を目的として行なわれたものである。)

b

調査対象地域 復元補償等二六の項目について使

用及び損害が生じたすべての市町村
調査方法 疆政法務局及び講和前補償獲得期成会
の職員が調査方法等につき數回にわたり調査員に対
し講習会を行なつた後、各市町村が関係地主等利害
関係人又はその代理人によつて提出された請求を基
にして調査し、その結果を期成会に提出せしめ集計
するという形で行なわれ、さらに再調査も行なわれ
た。

答

第四条3項は、軍用地に関するいわゆる復元補償渉れの問題を米側が解決することを規定したものである。政府としては講和前補償が一九六一年六月三〇日という全く便宜的な日付を基準とし、同日以前に地主に返還された土地のみを対象とし、同じ時期に同種の損害を受けながら單に返還時期が異なるというのみで従来なんらの救済の途もなきままに放置されてきた軍用地があることを問題とし、これが解決方米側に対し強く働きかけてきたところ、今般、米側も公正なる施政権者として、法的義務の有無を離れ、自發的支払という形で本件を解決することを約すに至つたものである。

「自発的支払」が行なわれるのか。

答

現地からもろもろの補償要求が出ているが、そのうち講和条約発効後の事態に関するものについては、米国は、現地住民の繰次にわたる対米話し合いの成果もあつて、講和後においては一応の法制を整えて施政を行なつてきたたてまえをとつており、これを修正させれるような解決に同意せしめることには困難があつた。よつて、現在の施政下でも米国法令、現地法令で救済手段が認められているものは、施政権返還によつて打ち切られることなく、復帰後もそのまま米側による処理を継続せしめることに同意させたものである。

他方、講和条約発効前の事態については、布令六〇号によるいわゆる講和前補償により手当がなされたわけであるが、その際こ

者にておつてもなお解決から洩れたものに至講和前の人身傷害補償とおりである。このうち、人身傷害補償洩れについては遺憾ながら米側による解決を期せなかつた（前出）が、それ以外の復元補償洩れと海没地問題とは、それぞれ自発的支払及び埋立地処分による解決に同意せしめたものである。

特に復元補償の問題は、いわゆる講和前補償、布令二〇号、返還協定第四条2項、同第三条2項によつて、日米いづれかの政府が処理にあたることとなつており、ひとり本件講和前復元補償洩れの問題のみが、米側が便宜的に定めた一九六一年六月三十日という軍用地返還期日で講和前補償が打ち切られたためなんらの手当もされないままに放置されると、事態が生ずることになるところ、本件米側の自発的支払を約束させることにより解決を図つたものであつて、これにより、あらゆる種類の復元補償問題がすべて解決されうることになるわけである。

答

年六月三〇日はそれぞれいかなる意味を有する日付か。

一九五〇年七月一日は軍用地に関するいわゆる「默契」開始の時点（同日以後に土地に加えられた損害は布令二〇号に基づき補償の対象となる）であり、また、一九六一年六月三〇日は、米倒の講和前補償の一環としての復元補償に均てんしうる軍用地の範囲を解放の時期を基準として区切つた時点（同日後に地主に返還された土地はいわゆる講和前補償の対象とならない）である。

とはいかなる性格の支払か。講和前補償に関する布令六〇号にいう「恩恵的支払」(ex gratia payments)と異なる性格のものか。

答

第四条3項に基づく米側の支払が、具体的な布令、布告等の実定法に基づく法的義務としてではなく、公正な施政権者として、不公平な措置を是正するとの配慮に基づき行なわれるものであることにかんがみ、かかる表現を用いることとしたものである。なお、米側の講和前補償が同様の配慮に基づくものであつたことはいうまでもなく、この点は、布令六〇号の根拠となつた米本国の公法第八九一一九六号が、これに基づく支払を ex gratia contributionsと規定していることからも明らかである。

号のごとく「恩恵的支払」と訳すべきだと思うが、なぜ「自発的支払」としたのか。

答(1)

協定第四条3項の「エクス・グレイシア」に対応する和文を「自発的」としたのは、同項の文脈においてはかかる表現が最も適切と考えたからであるが、この表現を用いた条約の例としては、昭和四四年に米国との間に締結されたミクロネシア協定（同年四月一八日署名、六月二〇日国会承認、七月七日発効。注1 参照）がある。

(2)

（ミクロネシア協定の場合には、「エクス・グレイシア・コントリビューション」を「自発的拠出」としているのに沖縄返還の場合には、同じ英文でりながら「自発的支払」としたのはなぜかとの質問に対しても、）

(3)

ミクロネシア協定の場合には、日米双方から支払を行なうことになつていいので、「拠出」という表現が適切であつたが、沖繩返還協定第四条の場合には、米側一方のみの支払であることにかんがみ、「支払」としたものである。

（4） 条約等においては、「エクス・グレイシア」を常に「自発的うんぬん」と訳しているのかとの質問に對しては、

条約等の先例としては、前述の「自発的拠出」のほかに、「慰謝料」とした例や「見舞金」とした例がある。（注2 参照）

「慰謝料」は、国内法上主として精神的損害について用いられており、（注3）「見舞金」にも同様のニュアンスがあるので、今回の協定の場合には、「自発的支払」が適切であると考えた次第である。

（4） 「恩惠的」の表現を用うべきであつたのに故意に他の表現を用いたのではないかとの質問に對しては、

「エクス・グレイシア」とは、法律的権利としての要求に応

じたたまえをとつていなことを示すにとどまるものであり、これに対応する和文として（布令六〇号で用いていることは事実としても）「恩恵的」の表現を用いることは恩を施すといいうような感触を伴い、適切とは考えられない。

（注 1） ミクロネシア協定の正式の表題は、「太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」である。「自発的拠出」は、同協定前文中にある。

（注 2） 「慰謝料」とした例は、「マーシャル群島における原子核実験損害補償取極」（一九五五年一月四日署名。行政取極）である。

「見舞金」とした例は、「米軍機によつて生じた日本国民の財産損害に対する支払取極」（一九五五年八月二十四日署名。行政取極）である。

なお、英文の「solatium」を「見舞金」とした例（一九四九年の阿波丸請求権処理協定。行政取極）及び同じ英文を「慰謝金」とした例（前記のマーシャル群島における原子核実験損害補償取極）がある。

（注3）たとえば民法第七一〇条及び第七一一条

第七一〇条 「精神的損害に対する慰謝料」他人ノ身体、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス
第七一一条 「生命侵害ニ対スル慰謝料」他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ其財産權ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

(参考) 中央公論論文の関係箇所

(沖繩教職員会政経部長・福地曠昭氏の論文「復帰への沖繩の道」)

外務省は、協定条文中にあるアメリカの復元補償のことろを「自発的支払を行なう」と政治的に訳している。英文では「恩恵的支払」である。このような外務省の態度であるから、アメリカ追従の外交といわれるのであろう。

(中央公論八月号一一五頁)

問四一 24

額の規模としてどのくらいになると考へるか。

答

本年十月一日現在の琉球政府の資料によれば、一九六一年以降に解放された軍用地に関する復元補償請求のうち、処理の結果、補償が受けられないこととなつた分が約一〇六万ドル、未処理のものが約八九〇万ドルである。補償が受けられないこととなつた分は、へ米側が当該土地に加えた改良との相殺等の方式により結着を見た一部の場合を除き一大部分本項の対象となりうべき性質のものと思われるが、未処理分については、布令二〇号により処理されるものも含まれていると考へられるので、本項の対象となりうべき性質のものが金額にしてどのくらいあるかは現在判断しきえない。さらに、今後施政権返還時までに解放される軍用地についても、本項の対象となりうべき復元補償問題が生じうるので、かかる請求額の最終的な数字がどの程度の規模となるかは現段階では予測困難である。

はいくらか。一米側は四百万ドルを予定しているといふような説があるがいかん。

答 第四条第三項に基づく米側の自発的支払は、個々の事案につき、講和前補償の際に比し「均衡を失しないよう」に行なわれるものであり、総額いくらというようなことは現段階ではわからないと思う。

る土地については、米側による使用からの解放後、本件支払が行なわれるまでの期間における当該土地の使用不能に基づく損害をも補償すべしとの見解が琉球政府により示されているが、かかる損害補償をあわせて米側に請求すべきではなかつたか。

答

第四条3項は、軍用地の復元補償の問題が、一般にはいわゆる講和前補償、布令二〇号、返還協定第四条2項及び同第三条2項によつて日米いずれかの政府により処理されることとなるにもかかわらず、本件講和前復元補償洩れ（注、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更を受け、一九六一年七月一日以降に解放された軍用地）の問題のみが、米側が便宜的に定めた一九六一年六月三〇日という軍用地返還期日で講和前補償が打ち切られたため、なん

らの手当もされないままに放置されることになるといふ著しい不公平にかんがみ、かかる不公平をできる限り是正せんとの觀点から、鋭意米側と折衝を重ねた結果、ようやくにして妥結をみたものである。本件はそもそも現行の軍用地法制を根拠に一切支払を行ない難いとする米側の立場をどこまで譲歩せしめ得るかという問題であつたのであり、その意味において第四条3項は、対米交渉全般の見地より確保しうる最大限度であつたと考える。

(参考)

1 本土においては、昭27。7。4閣議了解「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」第三七条に基づき軍用地の解放後原状回復実施までの間の当該土地の使用不能による損失に対し三箇月分の賃料相当額を「管理費」として支払つてゐる。

答(1) 第四条全項は、米国の沖縄における施政期間中、米国の当局がその施政権の行使として自から、あるいは、現地当局を通じて行ない、同期間に適法に成立していた作為。不作為の効力を施政権返還前にさかのぼつて無効としないことを確認するとともに、かかる行政措置の命令者ないし執行者の民刑事責任を問題としないとの趣旨を規定したものである。換言すれば、復帰前日の作為。不作為であつても当時沖縄に適用されていた法令に反して行なわれたものは、本項の規定の対象とはならないが、その當、不当を理由として、復帰前に遡及して效力を否認することは、本項及び平和条約第三条の規定の趣旨に照らし認められない。(かかる作為。不作為の施政権返還後の効力はわが国の国内法に撲ることはもちろんである。)

(2)

本項の趣旨は、わが国が平和条約第三条に基づき沖縄に対する立法、行政、司法のすべての権限を米国に認めたことの当然の帰結であり、奄美、小笠原兩返還協定もかかる観点から同様の規定を置いている。

問四一 28 第四条4項にいう「現地当局」とは何か。

答 第四条4項にいう「現地当局」は、第四条1項にいう「現地当局」と同様、施政権者たる米国の沖繩統治に現地側から参加していく琉球政府等の機関である。(米民政府は「合衆國の当局」にあたると解すべきである。)

みをいうのか。立法上の措置及び司法上の措置はどうなるのか。

答

第四条4項の作為、不作為は第一義的には行政上の措置（特定の措置をとらぬことを含む。）をいうものであるが、たとえば、刑の執行という行政上の措置ないし法令の実施という行政上の措置につき、その適法性を承認することとなる以上、その根源たる司法上の措置ないし立法上の措置の適法性が問題となりえないことはいうまでもない。

問四一 30

等わが方が引き継ぐ財産の用地として使用される軍用地に対し、復帰前に米側が加えた形質変更につき、日本側が復元補償義務を負うのは不公平ではないか。

答(1)

地位協定第四条一項は施設区域の返還の際の米国の原状回復義務の免除を規定しており、同条二項は、返還される施設区域に加えられた改良残された建物、工作物等に関するわが国の補償義務の免除へすなわち、わが方による残存施設等の無償取得を規定している。両規定は、日米双方の権利義務の均衡を図つたものであり、今回の場合においても、施政権返還前において米軍が行なつた土地の形質変更、施設の構築等につき、そのままで妥当すべきものと考えられ、したがつて、わが方の義務のみに着目して不公平と断ずるのは当をえない。

(2)

他方、三公社等わが方が引き継ぐ米国財産の用地については、日本政府等が引き続きこれを使用することとなるところ、その用途の公共性ないし恒久性からして、復元補償問題はもともと観念的な問題でしかありえず、復帰後において、当該用地の明渡しと原状回復という事態は現実には予想されない。

周四 1 31 復帰前に米側の使用から解除されない軍用地の復元補償

の問題が、復帰後日本側の負担により解決されることになるのは、返還協定において対米請求権が放棄されることにかんがみ、日本側で肩代りして補償するという意味ではないか。

答
(1)

復帰後施設区域として再提供される軍用地につき、（復帰前の形質変更に係るものを受け）復元補償の問題を日本側の責任により処理することとしたのは、日米双方の権利義務の均衡を図つた地位協定第四条一項及び二項の組合せという方式が、今回の場合にもそのまま妥当すべきものと考えられたことによるものである（返還協定第三条二項）。また、三公社等の用地については、施政権返還後日本政府等が当該用地を公共の目的のために恒久的に使用することが予想され、復元補償の問題は

現実には考えられないことから米側を免責したものである（返還協定第六条四項）。

(2) 以上の説明により明らかになるとおり、それぞれの場合において米側の責任が免除されるのは、そのこと 자체の妥当性に基づくものであり、返還協定第四条一項で請求権を放棄したことによるものではない。

問四一三二 「海没地の問題の解決に關する交換公文」で取り上げら

れている海没地とは何か。

答(1)

本件交換公文において取り上げられる海没地は、米側が那覇軍港の拡張の一環として掘削し、海没せしめた九八筆、一〇、八六四坪の土地（地主數九〇人）であり、現在は那覇軍港米軍専用桟橋の繫船地として使用されている。

(2) 右海没地については、一般の軍用地につきいわゆる默契に基づく賃借料の支払が行なわれるようになつてからもなんらの救済措置もとられぬまま放置されていたが、一九五九年九月に至り關係地主の陳情がある程度認められ、土地が存在するとの擬制をとつて、一九五〇年七月一日にさかのぼつて布令二〇号に基づく軍用地賃借料の支払が行なわれることとなつた経緯があ

(3)

しかし、海没に伴う土地自体の損失補償については特段の措置もとられないまま現在に至つてゐるため、今回の交渉においてわが方より米側の善処を強く求め、埋立地の処分により解決することにつき合意をみた次第である。

問四一 33

米国が沖縄で埋め立て、現に保有している土地としてはいかなるものがあるか。

答

返還協定第六条第三項の規定に基づき日本政府の財産となる埋立地は、米国民政府の資料によれば、那覇軍港地区、牧港サヒビス地区等に約六〇万平方メートルあるがなおそのほかに、おうのまよ奥武山地区、那覇空港地区等にも米軍が埋め立てた土地がある。

(参考一)

米国政府による埋立地（米民政府資料）

那霸軍港地区

二〇万九千平方メートル（引き続き提供）

牧港^(まちなと)サービス地区

三三万二千平方メートル（引き続き提供）

カルテックス・ブラック
オイル・ターミナル

一万三千平方メートル

本部採石所

五万三千平方メートル

キャンプコートニー

二万六千平方メートル（引き続き提供）

計

六三万三千平方メートル

衆。協特、四六。十一。十一

○西中委員

協定第六条の埋め立て地の問題についてお伺いをしておきたい。

この三項で、アメリカは、埋め立て地を日本政府の財産として移転することになつておりますが、全部が移転の対象になつておりますが、どうですか。また、そのうち実際に開放される土地はどれほどか、また、米軍が使う基地はどれほどか、その辺についての御回答をお願いします。

○小幡政府委員 お答え申し上げます。

協定の第六条第三項に基づきまして日本国政府の財産となる埋め立て地でござりますが、米国の民政府の資料によりますと、現在、那覇の軍港地区内、それから牧港の補給地区内等にございまして、

数量は全部で約六十万平方メートル、坪数にいたしまして十八万坪でございます。しかし、このほかにも、当方の調査によりますと、たとえば那覇の奥武山公園地区、あるいは奥武山地区のほかに、那覇空港の滑走路の延長のところにございまして、大体それが約二十五、六万平方メートルくらいございます。こういつた埋め立て地につきましては、協定に基づきまして復帰の際に日本国政府に当然帰属するとなつておりますので、この処理につきましては、このうち引き続きまして米軍に提供するものを除きまして、普通の国有財産といたしまして、主として公用その他適切に処理する方針でございます。

○西中委員　面積。

- 小幡政府委員　面積は、先ほど申しましたように、全部で、、、、
- 西中委員　開放部分。——全部か。
- 小幡政府委員　このうち提供する部分が三箇所ばかりございます。

面積にていたしますと、先ほど申し上げました数量のうち約五十七万平方メートルばかりは米軍に引き続いて提供する。これは A 表該当の地区内にあるわけでございます。

以上でございます。

問四 1-34

米国が沖縄で埋め立て、現に保有している土地は、財産管理官の管理下にある旧国有地と同様わが国の国有財産ではないのか。かかる埋立地の処分による海没地補償問題の解決は、結局、日本側の負担による解決ということにならないか。

答(1)

この種の埋立地は、返還協定第六条3項によつて、施政権返還に伴い当然にわが国に帰属するものである。しかし、施政権返還前においては、わが国が自由に処分しうる性質のものではなく、米国が自己の負担において造成した埋立地を処分することは施政権の行使の一態様として本質的には認められてしかるべきものである。したがつて、お尋ねの海没地補償問題の解決に際し、埋立てによつて造成された土地の一部を充てることは妥当な処理と考えられ、交換公文により米側の負担により

解決することを明らかにしたものである。

(もつとも、施政権返還にあたつては当然に日本国政府の財産となるべき埋立地の性格にかんがみ、また、施政権返還が具体的的日程に上つてゐる現在においては前述の米国の処分権の現実の行使は、わが国の意向に反して行ないえない性質のものであるので、交換公文においては、わが方との協議を米側に義務づけた次第である。)

問四一 35 今般の交換公文に基づく海没地補償問題の処理は、施政権返還まで時間的に十分の余裕なく、また、関係地主との折衝にも種々困難が予想され、完全な成果は期待しえないのでないか。

答

政府としてもご指摘のごとく種々の問題が存在することは十分承知しているので、本件処理の具体策につき早急に米側との協議を進めるとともに、関係地主の理解と協力を得るよう最善の努力を払う所存である。

埋立地を「必要な限度において処分」し、海没地補償問題を解決するとは、替え地を提供するといふことか。埋立地を売却し、金銭で補償する可能性はないか。

答

海没地補償問題の解決方式としては、米側が保有している埋立地を替え地として提供することが、最も現実的な方法と思われるが、かかる埋立地を第三者に売却することを通じて得た金銭をもつて補償するとの方式も排除されていない。

問四一 37 海没地に関する交換公文は、米側が、問題の解決のため、「できる限りすみやかに必要な準備を完了すること」を引受け、「受ける」とのみ規定しているところ、これでは問題自体の解決の責任を米側に義務付けたことにならないのではない。

答 議定第六条3項に規定されているとおり、埋立地は施政権返還時にはわが国政府の財産となるものである以上、本件解決のための埋立地の処分はあくまでも施政権返還前に行なわれるのではなくてはならないものであり、米側もこれを十分に理解している。しかしながら、かかる方式による問題の解決は、最終的には関係地主の同意が必要であり、米側のみに全面的に最終解決を義務付けることは無理があることにかんがみ、御指摘のごとき表現をとつたものであり、政府としては、米国が問題 자체の解決のため最善の努力を行なうものと確信している。

に基づきその後いかなる措置がとられたか。また、本問題の解決のための今後の段取りいかん。

答 「海没地の問題の解決に関する交換公文」の実施については、その後日米両政府間で協議した結果、日米双方で沖縄現地に在勤する職員からそれぞれの担当官を指名し、右担当官をして、地主連政会等関係者の意向も微しつつ、現地の実情に則した解決策を協議立案せしめることとし、目下右協議を銳意実施中である。

政府としては、現地における右協議が、関係者の満足を得て、早急に実を結ぶことを期待しつつ、今後ともできる限りの努力を尽す所存である。

(注) 日本側担当官 沖縄北方対策庁沖縄事務局 藤岡用地課延
米側担当官 米国民政府法務局 グリーン中佐

最近の琉球政府の資料においては、返還協定の一環として解決されることとなつた那霸軍港内の海没地の問題のほかに、浦添市、具志川市、北谷村、嘉手納村、読谷村、美里村、国頭村及び金武村等にも同様の問題が存在することが明らかにされてゐるが、政府はなにゆえこれらにつき那覇と同様の解決を図らなかつたのか。また、これらの残された海没地の問題につき那覇と同様の解決を図るべく、今後、米側と交渉する用意はあるか。

答(1)

協定交渉に際しては、政府としても、海没地の問題を含め現地の請求の実態についてはできる限りその把握に努め、これを念頭に置きつつ対処した次第であるが、ご指摘の那覇軍港以外の海没地については、現在においてすらなおその所在地、面積、具体的な損害の状況等事実関係が明らかでない実情にあるため、対米交渉の過程において、かかる不明確な問題につき具体的な

解決の方途を確保することは、現実の問題として、遺憾ながら望みえないところであつた。これらの海没地については、政府としてはその実態の早期把握に努め、その結果をみて、取扱い振りを慎重に検討してゆく所存である。

(2)

一対米再折衝の可能性につきさらに質問ある場合には一復帰までの時間的余裕等種々困難な事情があることが予測されるが妥当と考えられる場合に米側と再折衝を行なうことは全く排除されてはいない。

(参考)

いわゆる海没地ないし滅失地の問題については、従来琉球政府。地主連合会等の各種要請書において言及されていたが、具体的な事例としてあげられていたのはもっぱら那覇軍港海没地のみであり、その他海没地の存在を示唆していたものとしては、琉球復帰対策室が本年二月に取り

まとめた「返還協定関係要請事項」別添資料である。しかししながら、これも「沖縄における軍用地には、たとえば那覇軍港湾のように米軍によつて土地がつぶされ、公有水面になつてゐるところがある」と述べているにすぎず、また種種の議会に本土政府関係者が行なつた現地調査によつても右以上の事実は明らかにしえなかつた。

取扱注意

125

昭和四十六年十一月一日

沖縄返還協定疑問疑答（第四条）に対する追補

条

約

局

問四一追補一1

いわゆる講和前補償渉れとは何か。

問四一追補一2

復米帰後が國がその當、不當を判斷し、不當な協定の下かで認められるることはない。

問四一追補一3

協定第四条4項の規定は、米國の沖繩施政期間中の違法性を問題にしこれをさがか。

問四一追補一4

とあると時もくの政考ら講きにそ請復府えか和におも求元は、とめにして元放償請和前こ平おめ、補棄請對權にか約義ずが求象は形んで務る原權と、質放のも状とな平變更す不の回はつて復、て條約行がり務該る第十われに伴、を軍と九れで請か行地う條たき求るしのがに軍な權米な解、基用いを軍い放そづ地

問四一 追補一、いわゆる講和前補償済れとは何か。

答

布令六〇号に基づく米側の講和前補償は、不法行為に基づく人身傷害補償、軍用地復元補償及びその他の財産損害補償等琉米合同委員会で合意された合計一九項目について支払われた。いわゆる講和前補償済れとは、これらの項目に該当する類の講和前の損害に基づく補償請求事案で、当時諸般の事情からかかる見舞金の請求済れとなりなんらの支払をも受けることなく現在に至つているものであり、人身傷害に関するものを除き、その件数、損害額等の事実関係は判明していない。

(参考)

1 なお、布令二〇号の下における通損補償請求といわれて いるもののうちには、実態は不明であるが、時期的には、講和前ににおける軍用地接收に伴い生じた事案であつて、前

述の一九項目中に含まれなかつたものがあると思われる。

(たとえば、離作、営業補償等)

2 布令六〇号の補償渋れの理由として琉球政府の九月二〇

日付要請書別添資料は、「関係者の中には、当時外地にいたとか、あるいは市町村当局や関係団体等からの連絡が十分でなく、事情を閲知しなかつた等の理由で、申請しなかつたため、(一九五五年ごろから始まり一九六一年六月三〇日で打ち切られた)今日まで補償されないままになつてゐるもののがかなりある。」と述べている。

3 布令六〇号に基づく講和前補償は、当初二十一項目に対し支払われる予定であつたが、このうち「残地補償」は「復元補償」に統合され、また、「製糖工場」は、損害発生の時期が一九四五年八月十五日以前であることが判明したため支払の対象から外され、結局、次の一九項目に対し、総

額一七、七二八、一一八。七三ドルが支払われた。

土地使用料、復元補償、水利権補償、身体傷害及び死亡、立毛、果樹。桑樹。茶樹、立木竹、薪炭材、建物使用料、建物破壊、井戸、墓、溜池、石垣、貯水タンク、滅失地、沿岸漁業権補償、建物移転、不法行為による財産損害

4

講和前補償洩れに該当する人身傷害及び死亡の事案は、三八〇件、六四七、八二二。九六ドルである（琉球政府調べ）。

問四一追補一2

米国の沖縄施政期間中の作為、不作為につき、復帰後わが国がその当、不当を判断し、不当なものを持つて無効とすることは、協定第四条4項の下でも認められるのではないか。

答 協定第四条4項は、平和条約第三条に基づき沖縄の施政権を米国に認めたことのいわば当然の帰結として、かかる施政権の行使の結果たる作為、不作為の効力を承認するとの趣旨である。施政権者はその施政権の行使にあたり法のわく内で当然裁量を認められるから、かかる裁量の妥当性をわが国がさかのぼつて問題とすること、換言すれば、復帰後わが国が前述の作為、不作為の当、不当を判断し、不当なものを復帰前にさかのぼつて無効にすることは、本項の下では一般には認められない。もつとも、かかる作

為、不作為で復帰前においてもその当、不当を沖繩の制度上問題となしえたものについては、この限りでなく、これが不当と判定された場合さかのぼつて効力を失いうることを施政権者たる米国自身が予定していた以上、わが国が復帰後にその当、不当を判断し、不当なものをさかのぼつて無効とすることは、協定第四条4項も、これを排除するものではない。

協定第四条4項の規定は、米国の沖繩施政期間中の違法な作為、不作為についても、わが国が復帰後にその違法性を問題にし、これをさかのぼつて無効となえないとの趣旨か。

答

協定第四条4項の下で、わが国がその効力を承認することとなる作為、不作為は、「合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可された」ものであり、しかるざる作為、不作為は本項の規定の対象とはならない。

政府は、講和前に形質変更が行なわれた軍用地の復元補償請求権は、平和条約第十九条に基づく請求権放棄の対象となつていて、そもそも復元補償請求権とは、当該軍用地の解放時ににおいて、米軍が原状回復義務を履行しないときにはじめて生ずるものであり、かかる米軍の講和後ににおける義務の不履行に伴う請求権をあらかじめ平和条約で放棄することはできないと考えるところいかん。

答

占領国は、戦時国際法に違反して占領地住民に与えた損害に対し賠償の責任を負うのが原則である。平和条約第十九条は、かかる占領国としての連合国の賠償責任を解除したものであり、この中には、占領期間中占領軍が形質変更を行なつた軍用地の復元補償も当然含まれる。

沖縄の軍用地が平和条約の発効前後を通じ米軍により引き続き使用されたとしても、同条約発効後の米軍の地位は、もはや占領軍としてのそれではなく、平和条約第三条に基づく米国の施政権にその法的根拠を有するものであつて、それ以前の占領軍としての地位に基づいてなされた行動から生じた責任の問題は、原状回復又はそれが行なわれない場合の賠償責任を含めて、当然平和回復の際に平和条約により処理され、清算されるべき性質の問題である。

（なお、布令二〇号に基づき、軍用地の復元補償は講和前の一九五〇年七月一日までさかのぼつて認められることとなつたが、右は、講和後米国が施政権者として地主に認めた創設的権利であり、平和条約第十九条により放棄された請求権とは全く別種のものである。）

- 御存じのとおりに、平和条約の特質といふのは、戦争状態の終了に伴い、もろもろの請求権、具現化しているか具現化していないかを問わず、あらゆる請求権をともかくこれにて一応片づけてしまうというのが平和条約の特質であつて、この原状変更いわゆる復元補償の請求権といふものは、原状変更といふ時点にその請求権の根源が発しているわけでいずれにしても、平和条約によつて処理の対象になるべき性質のもので、そのようなものをサンフランシスコ条約第十九条において、多數国及び日本国の合意に基づいて受けたといふことは、サンフランシスコ条約以来の日本国及びサンフランシスコ条約当事国の解釈である。
- 原状回復といふ、原状の変更といふところできまつてくるわけで、またこれが平和条約の特質であつて、いわゆる法律

上の請求権化しているか、あるいは草なるいわゆるクレームにすぎないものであつても、全部これを平和克復とともにすべて清算するというのが、いままではほとんどあらゆる国のですべての平和条約の原則である。

（46.3.24 参予二分、井川条約局長）

問四一追補一

5

協定第三条2項にいう「当該施設及び区域が衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時」とは具体的にいつのことをさすのか。

問四一追補一

6

軍用地の収用に基づく補償料の未払分はどういうに処理されるのか。(別添文芸春秋十一月号黒柳議員の寄稿文参照)

問四一追補一

7

第四条2項の下で、国はかかる権利を有するのか。

軍隊によつて最初に使用されることとなつた時」とは具体的にいつのことをさすのか。

答

戦時國際法上米軍が沖繩において占領軍としての権力を確立した日以後現実に米軍が個々の土地の使用を開始した時点である。米軍が沖繩において具体的にへつ占領軍としての権力を確立したかについては、厳密には地域により異なり、米軍の占領軍政開始の意思を明らかにした一九四五年の米海軍軍政府布告第一号（いわゆるニミツ布告）もかかる事實を反映して特定の日付を有していない。しかしながら、しいて特定の日をあげるとすれば、日米両国間の戦闘行為が事實上終了した一九四五年八月十六日以降は、沖繩全域にわたり米軍による占領が確立していたということができるよう。

(もつとも、協定第三条2項との関連でいえば、地域によつて占領軍としての権力が現実に右の日前にすでに確定され、土地が使用されていたとしても、占領国としての米国の当該土地に関する原状回復義務は、いずれにせよ平和条約第十九条により免除されている。)

(注) 陸戦法規第四二条

一 地方ニシテ事實上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ
占領セラレタルモノトス
占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ
以テ限トス

問四一追補—6 軍用地の収用に基づく補償料の未払分はどのように処理されるのか。（別添文芸春秋十一月号黒柳議員の寄稿文参照）

答　軍用地収用補償料の未払分は、関係地主が補償額を不満として土地裁判所に訴願中か、又は、補償料受領者たる地主が特定されないために生じているものであるが、右補償料は、布令二〇号に基づき、関係地主の請求権として認められるものであるから、施政権返還後も、協定第四条2項に基づき、所定の手続に従つて米国が引き続き支払の義務を負うこととなる。

なお、布令二〇号の手続に従い、琉球銀行に預託されている補償料未払額は、八月末現在で約七〇万ドルと承知している。また、施政権返還後の支払手続については、協定第四条2項の下での全体の処理手続の一環として目下米側において検討中である。

(1) 布令二〇号は、軍用地の使用権取得につき、関係地主との折衝による契約の締結とこれが不成功に終わった際の収用と、いう両場合を予定している（第二項a）。収用により軍用地の使用権を取得する場合は、当該収用宣告書の発出と同時に適正補償額として同宣告書に明記された金額（いわゆる補償料）が琉球政府行政主席を受託者とする特別口座預託金として琉球銀行に払い込まれ保管されるとともに当該土地の権利者たることにつき地区工兵隊長の証明を得た者に対し受託者がこれを払い出すことになる（第二項e及び第七項b）。しかし、受領権者が収用宣告書に明記された補償料の金額を不満として土地裁判所に訴願を提起する場合は、かかる受領権者は自己のために預託された金額の七五パーセントまでしか訴願結着前には受領し得ない（第二項g）。したがつて、本

件預託金で関係地主に支払われることなく保管されているものは、地主が訴願中のもの及び受領権者が確定していないものとことになる。(注) 収用宣告書には関係地主が誰であるかは記載されず、地番及び面積のみが表示される。収用の対象となつた土地の所有者——したがつて、適正補償の受領権者が誰であるかは、当該土地の登記面から決定されるが、権利の登記がなされていない土地も収用の対象となりうる。この場合は、当該土地に係る補償料が預託されても受領権者は確定しないことになる。(なお、特別口座の預託金は、預託の日から一〇年間(訴願に係るものは、これが最終的に結着した日から一〇年間)を経過した後は、米側の要求によりこれを同口座から引き揚げうこととなつており、その後は、受領権者は、直接米側に対し支払を要求することになる)(第一七項)。

(2)

従来、米側が收用及びこれに類する手続（たとえば黙契）により一方的に補償料を預託してきた場合としては、布令一〇九号、布告二六号、布令一六四号及び布令二〇号に基づくものがあるが、これらに基づき預託された補償料は、現在はすべて布令二〇号の下で管理されており、特別口座預託金残高（いわゆる未払分）は、本年八月三一日現在で六九八、三〇八・五二ドルである（琉政調べ）。

しかし、全体の三パーセントの地主は、「金をいくら積まれても基地はごめんだ」と考えている。の人たちは契約に応じない。だが、米軍は相変わらず使用を続いている。地代は主席の手元に供託金として積み立ててある。われわれが今度いつて調べべると、この総額はだいたい三百万ドル（旧レートで十億八千万円）もたまつていた。

施政権が返還されたとき、この三百万ドルはいつたいどうなるのだろうか。もちろん米軍のものではない。かといつて主席も受けとれない。地主が受けとりを拒否している以上、この金は宙に迷つてしまふだろう。政府はこれを解決するためには、布令二十号についての見解をはつきり打ち出さねばならないが、いまだかつて論議されたことはない。

政府としては、布令二十号を国内法に準ずるものとして認め、土地収用臨時措置法を沖縄国会にだそうとしているが、この法

案はかならず大きな波乱をまきおこすことになるだろう。地主たちは、もし三百万ドルが日本の国庫に入つてしまふようなことになれば、これほど馬鹿らしいことはないから、いまのうち山分けしてしまうおうか、と真剣に考へてゐるともいわれている。日本政府に対する不信感を象徴的に示す三百万ドルである。

文芸春秋十一月号

「沖繩米軍基地の実態はこうだ！」

黒柳 明

答 協定第四条2項は、米国の施政権下にある沖縄に適用がある諸法令上救済されるべき日本国民の請求権の処理。解決の義務を米国に負わしめたものである。したがつて、同項の規定は、直接わが国政府の権利を定めたものではないが、万一米国が同項に該当する請求権の解決を怠つたり、あるいは、適用法令に反するような処理を行なうようなことがあれば、政府は、当然のことながら、協定に基づく義務の誠実な履行を米国に求めることができる。

(適用法令自体が国民の権利保護の観点から不十分と判断される場合には、政府は、米国に対し、十分な救済を行なうよう主張できるのではないかとの趣旨の質問に対しては)協定第四条2項は、適用法令に基づき認められる限度以上の救済の義務を米国に負わすものではない。

取扱注意

123

昭和四十六年十一月八日

沖繩返還協定擬問擬答（第四条）に対する追補（その二）

条

約

局

問四一追補一8

目

次

頁

がかりあり県こ一と十分米國へいるは、ある民とかるな者行は、
注か不な平〇にがり者行は、
一ん完く和こと理に者行は、
・全、条れつ論、の政
が制度問題本問は、日弁連の沖縄報告書が、
みの欠如を特ために強調しするもこのとてあるが、
参考如のたために追補するもこのとてあるが、
行なわずに請求権を放棄したのは不當ではなる沖縄報告書が、
の損害の実態を十分に調査したのは不當ではなる沖縄報告書が、
政府は、請求権問題の対米交渉にあたり、沖縄報告書が、
内容協定第四条1項の請求権放棄の対象となるものの
内 容 及 び 金 額 を 具 体 的 に 明 ら か に せ よ。

11 9 1

問四一追補一9

問四一追補一10

問四一追補一11

外国人請求法の下での補償請求委員会や土地裁判所に於ける損害に係る請求権が協定第4条1項により放棄されるとすれば不当ではないか。

問四一追補一12

なぜ潰れ地の補償を米国に要求しないのか。

問四一追補一13

米軍による補償請求の処理が遅く、沖縄県民の損害が何年も放置されたままになつてゐるのをどう考へるべきですか。政府は、米側に請求の迅速、公正な処理を要す。

問四一追補一14 A

通損補償や入会損失の補償のごとく、関係者から具体的な対応が行なわれていなきものがあるながら、かかる請求が提起されれた場合には、政は、十分なるべき救済がえられるよう米国政府に積極的に働きかけるべきと思うがいかん。

問四一追補一14 B

かりに米国がこの種の請求事案に対する補償責任を認めなかつた場合には、政府は、あくまでも米国任せの責任を追求するつもりか。

問四一追補一15

國際法の原状回復の原則に従い、米国は、沖縄の

問四一追補一11

所ににより却下されたり、不十分な補償請求委員会や土地裁判されるとすれば不当ではないか。

問四一追補一12

なぜ潰れ地の補償を米国に要求しないのか。

問四一追補一13

米軍による補償請求の処理が遅く、沖縄県民の損害が何年も放置されたままになつて、政府は、米側に請求の迅速、公正な処理を要求すべきではないか。

問四一追補一14 A

通、損補償や入会損失の補償のごとく、関係者から具体的な対米請求が行なわれていないうちもあるが、救済がえられるよう米国政府に積極的に働きかけるべきと思うがいかん。

問四一追補一14 B

かりに米国がこの種の請求事案に対する補償責任を認めなかつた場合には、政府は、あくまでも米国の責任を追求するつもりか。

問四一追補一15

国際法の原状回復の原則に従い、米国は、沖縄の

問四一追補一
16

施政権返還に際し、沖縄県民に与えた損害を完全に賠償する義務があるにもかかわらず、請求権放棄により米国のかかる義務を免除するのはなぜか。
 (注) 本問は、日弁連が強調している点である。
 ないか。
 (注) 本問は、日弁連が強調している点である。

米国は、沖繩県民の正当な対米請求権に對し、不十分な行政的救済を与えていいるのみで、これを不服とする者のための司法的救済の途を開いていない。（仮に、米本土の裁判所において訴訟を提起することが理論的には排除されていないとしても、沖繩県民にとつては、かかる訴訟提起は事実上不可能である。）これは国際法上禁じられている裁判拒否であり、平和条約第三条の下でも認められる性質のものではなく、また、返還協定第四条2項において、かかる不完全な救済を許容することは問題と思われるがいかん。

（注） 本問は、日弁連の沖繩報告書が、請求権問題との関連で、沖繩における司法的救済制度の欠如を特に強調していることにかんがみ、参考のために追補するものである。

国際法上国家責任を生ずる裁判拒否 (denial of justice) とは、一般には、国家が外国人の権利に対し司法的保護を拒否することをいうが（たとえば、国内裁判所への外国人の出訴の拒否、外国人なるが故の差別的な裁判手続や明瞭に不当な判決等）、沖縄の場合、民政府裁判所を含め、現地の裁判所に米国政府を相手とする訴訟に対する管轄権が認められていないことのみをもつて裁判拒否に該当するとはいえない。

沖縄が、平和条約に基づき米国の暫定的な施政権が認められる特殊な法的地位にある地域であつて、米国の領土ではない以上、沖縄の裁判所が、米本土の裁判所と異なり、米国の行政政府から完全に独立した司法機関たりえなくともやむをえないことである。現在沖縄において、対米請求権の処理が、もっぱら土地裁判所のとき準司法機関や外国人請求法の下での行政的救済にゆだねられているのはかかる事情によるものであり、このことは、米国が、

沖繩住民に対し、外国人なるが故に司法的救済を拒否していることを意味しない。また、国際法上は、私人の損害に対し、公正な救済がなされる限りは、厳密な意味での司法機関による救済であることを必要としない。

国際法が求めているのは、私人が、外国人であるからとの理由で差別されることなく、権利侵害に対する国家の最少限の法的保護が与えられるということであり、かかる見地よりすれば、沖繩の現状は、個々の被害者にとり必ずしも満足が行く解決が得られないということはあつても、一般的に米国の国家責任が生ずるようない裁判拒否ということはできないと考える。したがつて、返還協定第四条2項も、なんら米国の国際法に反する行為を許容したものではない。

Article 9

A state is responsible if an injury to an alien results from a denial of justice. Denial of justice exists when there is a denial, unwarranted delay or obstruction of access to courts, gross deficiency in the administration of judicial or remedial process, failure to provide those guarantees which are generally considered indispensable to the proper administration of justice, or a manifestly unjust judgment. An error of a national court which does not produce manifest injustice is not a denial of justice.

Article 6

(Denial of access to a tribunal or an administrative authority)

The denial to an alien of the right to initiate, or to participate in, proceedings in a tribunal or an administrative authority to determine his civil rights or obligations is wrongful:

- (a) if it a clear and discriminatory violation of the law of the State denying such access;
- (b) if it unreasonably departs from those rules of access to tribunals or administrative authorities which are recognized by the principal legal systems of the world; or
- (c) if it otherwise involves a violation by the State of a treaty.

V

The State is responsible on the score of denial of justice:

- (1) When the tribunals necessary to assure protection to foreigners do not exist or do not function.
- (2) When the tribunals are not accessible to foreigners.
- (3) When the tribunals do not offer the guaranties which are indispensable to the proper administration of justice.

XII

No demand for reparation can be brought through diplomatic channels of a State so long as the wronged individual has at his disposal effective and sufficient means to obtain for him the treatment due him.

Nor can any demand for reparation take place if the responsible State places at the wronged individual an effective means of obtaining the corresponding damages.

Article I.—Rights of aliens

1. For the purpose of the application of the provisions of this draft, aliens enjoy the same rights and the same legal guarantees as nationals, but these rights and guarantees shall in no case be less than the "human rights and fundamental freedoms" recognized and defined in contemporary international instruments.

2. The "human rights and fundamental freedoms" referred to in the foregoing paragraph are those enumerated below:

(a) The right to life, liberty and security of person;

(b) The right to own property;

(c) The right to apply to the courts of justice or to the competent organs of the State, by means of remedies and proceedings which offer adequate and effective redress for violations of the aforesaid rights and freedoms;

(d) The right to a public hearing, with proper safeguards, by the competent organs of the State, in the substantiation of any criminal charge or in the determination of rights and obligations under civil law;

(e) In criminal matters, the right of the accused to be presumed innocent until proved guilty; the right to be informed of the charge made against him in a language which he understands; the right to present his defence personally or to be defended by a counsel of his choice; the right not to be convicted of any punishable offence on account of any act

or omission which did not constitute an offence, under national or international law, at the time when it was committed; the right to be tried without delay or to be released.

3. The enjoyment and exercise of the rights and freedoms specified in paragraph 2 (a) and (b) are subject to such limitations or restrictions as the law expressly prescribes for reasons of internal security, the economic well-being of the nation, public order, health and morality, or to secure respect for the rights and freedoms of others.

Article 3.—Acts and omissions involving denial of justice

1. The State is responsible for the injuries caused to an alien by acts or omissions which involve a denial of justice.

2. For the purposes of the foregoing paragraph, a "denial of justice" shall be deemed to occur if the courts deprive the alien of any one of the rights or safeguards specified in article 1, paragraph 2 (c), (d) and (e), of this draft.

3. For the same purposes, a "denial of justice" shall also be deemed to occur if a manifestly unjust decision is rendered with the evident intention of causing injury to the alien. However, judicial error, whatever the result of the decision, does not give rise to international responsibility on the part of the State.

4. Likewise, the alien shall be deemed to have suffered a denial of justice if a decision by a municipal or international court in his favour is not carried out, provided that the failure to carry out such decision is due to a clear intention to cause him injury.

問四一追補十一。政府は、請求権問題の対米交渉にあたり、沖縄県民

の損害の実態を十分に調査したのか。かかる調査も行なわずに請求権を放棄したのは不当ではないか。

答　返還協定交渉に先だち、いまだ米国の施政下にある沖縄県民の個々の請求の具体的な内容あるいはその基礎となる被害の詳細な実態を調査することは行ないうべくもなかつた次第である。しかしながら、政府は、協定交渉の一環として請求権問題の処理を行なうにあたつては、琉球政府の要請書、琉球政府立法院の決議、沖繩市町村軍用地地主会連合会の要請等を基礎に、当時琉球政府から得られた限りの資料を慎重に検討して、できる限り県民の請求の実態把握に努めた。その結果、米国の法令又は沖繩現地の法令により認められる請求権はもとよりのこと、かかる法令上の根拠はなくとも、実態的にみて米国が処理すべきであると考えられた

軍用地の復元補償漏れ及び那覇軍港の海没地の問題については、
それぞれ協定第四条3項及び交換公文に定められているとおりの
方式で米国に処理せしめることとしたものである。

なお、政府としては、今回の返還協定に基づく右のごとき日米
間の請求権問題の処理は妥当なものと考えるが、個々の沖縄県民
の具体的損害の救済という観点からすれば必ずしも満足すべき解
決が得られることはならないことは承知しており、したがつて、
沖縄復帰対策要綱において、「返還協定に基づき米国政府が処理
すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補者に係
る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置
を講ずる」旨を明らかにしており、講和前人身傷害補償漏れにつ
いては、すでに国内法上の措置につき今次国会において審議をお
願いしている次第である。

問四一追補一 10

協定第四条1項の請求権放棄の対象となるものの内容及び金額を具体的に明らかにせよ。

答 協定第四条1項は、同条2項にいう米国の法令又は現地の法令により認められる日本国民の請求権、同条3項により米国の自発的支払の対象となる軍用地の復元補償漏れ、及び交換公文に基づき米側が処理することとなる那覇軍港の海没地以外の問題について施政権返還後わが国として、米国に対する請求権として取り上げないことを定めたものである。

したがつて、琉球政府の要請書等に述べられている各種の請求についてこれを項目別にみれば、いわゆる講和前人身傷害の補償漏れのごとく、すでに平和条約第十九条に基づき放棄されている請求権に該当するものを除けば、その大部分は、返還協定に基づきてまえとして米国がその処理の責任を負うこととなる。

いかなる請求が協定第四条1項にいう放棄の対象となるかは、今後の関係者からの具体的な請求の提起とその米側による処理の結果いかんによるので、具体的にはなんとも申し上げられないが、たとえば、軍用地賃借料の増額請求のうち、すでに土地裁判所の最終的裁決により棄却されたものは、たとえ当事者の側において不服があつたとしても、今後わが国として米国に対しこれを取り上げることはないという意味で、協定第四条1項に含まれることとなろう。また、いわゆる潰れ地の問題のうち、講和後に生じたものがあれば、同様のことといえよう。

(参考)

1 軍用地賃借料の増額請求に関する土地裁判所の処理状況	件数	筆 数	訴願者数
	三	六四	
		五一	
		一一〇	
	八六	〇九二	

未審理

四

一、二二四

六三八

國防長官
に上訴中

五

一、一八〇

七八九

(琉球政府調べ)

2 潰れ地損害としてあげられている数字は、本年五月の琉球政府の調べによれば、面積約四八万二千坪、補償請求額約三七三万八千ドルである。しかしながら、このうちどれだけが平和条約発効後に発生したものであるかについてはいつさい不明である。

問四一追補一一 外国人請求法の下での補償請求委員会や土地裁判所

により却下されたり、不十分な補償しかえられなかつた損害に係る請求権が協定第四条1項により放棄されるとすれば不当ではないか。

答

外国人請求法や布令二〇号に基づき米国が支払う補償額が十分でなかつたり、また、請求事案の処理の過程で必ずしも妥当でない面がある場合もあると承知している。しかしながら、外国人請求法の下でも、当事者が不当と考えるときは、請求再審査の途が開かれており、土地裁判所関係の事案については、国防長官への上訴が可能であること等を考慮すれば、すでに關係法令の手続に従いなんらかの最終的結論が出されている請求事案の処理ぶりにつき米国の国際法上の責任を問いうるものとは考えない。

(注) 司法的救済制度の欠如が米国の裁判拒否に伴う国家責任を生ずるのではないかとの点については、問四一追補一八参照。

問四一追補—12 なぜ瀆れ地の補償を米国に要求しないのか。

答

瀆れ地の問題は、もつばら当初占領期間中に、米軍が底地の所有権關係を整理しないままに道路の新設や拡張を行ない、その後これが琉球政府道又は市町村道に編入されてからも、土地の原所有者に対し補償が行なわれていなことにより生じたものである。しかるに、占領期間中の米軍の行為については、すでに平和条約第十九条で米国としては免責されているといわざるをえず、また、その後の問題である琉球政府や関係市町村の財源難に起因する補償の未払につき施政権者たる米国の國際法上の責任を追求することは困難と判断した次第である。

米軍による補償請求の処理が遅く、沖縄県民の損害が何年も放置されたままになつてゐるのをどう考えるか。政府は、米側に請求の迅速・公正な処理を要求すべきではないか。

答

軍用地の復元補償その他各種の請求事案のうち、米軍当局による処理に相当の年月を要しているものがあることは事実である。個々の事案の処理の遅延理由についてはつまびらかでないが、協定第四条2項に該当するこれらの事案が、施政権返還後は公正かつ迅速に行なわれるよう、政府としても、必要に応じ米側の注意を喚起していきたい所存である。

(1) 復元補償請求については、未処理請求額約八九〇万ドルのうち、一九六九年以前の請求に係るもののが約二二万ドルある。

(2)

外国人請求法関係請求については、人身傷害関係未処理五件（請求額一三万四千ドル）のうち二件（三千ドル）が一九六九年以前の請求に係るものであり、財産損害関係未処理一二件（四万ドル）はいずれも一九六九年以前の請求事案である。

(3)

土地裁判所関係請求については、賃料増額請求事案中、上訴中のものはいずれも一九六四年以前に土地裁判所の裁決があつたもの、漁業補償請求事案一七件中一六件は一九六九年以前に訴願提出、うち八件は一九六六年に訴願が提出されている。

問四十一追補—14 A

通損補償や入会損失の補償のごとく、関係者から具体的な対米請求が行なわれていなものがあるが、かかる請求が提起された場合には、政府は、十分な救済がえられるよう米国政府に積極的に働きかけるべきと思うがいかん。

答

協定第四条2項に該当する請求事案をいかに処理するかは米国の責任ではあるが、政府としても、県民保護の立場から、個々の事案の実態に応じ、米側による公正かつ妥当な処理が行なわれるよう、可能な範囲で側面的努力を惜しまない考え方である。

問四一 追補一 14B

かりに米国がこの種の請求事案に対する補償責任を認めなかつた場合には、政府は、あくまでも米国の責任を追求するつもりか。

答

協定第四条2項は、平和条約第三条に基づく米国の沖繩施政期間中に生じた損害に係るもので関係法令上救済が認められる県民の請求権の処理。解決の義務を米国に課したものであるから、万一米国がかかる請求権の解決を怠つたり、適用法令に反した処理を行なつた場合には、わが国としては、当然協定に基づく米国の義務の誠実な履行を求めることとなる。しからざる場合には、適用法令上なんらかの理由により補償がえられないという結果となつてもやむをえないと考える。

國際法の原状回復の原則に従い、米国は、沖縄の施政権返還に際し、沖縄県民に与えた損害を完全に賠償する義務があるにもかかわらず、請求權放棄により米国のかかる義務を免除するのはなぜか。

(注) 本問は、日弁連が強調している点である。

答

協定第四条は、米国が自国の法令又は現地法令上救済の責任を有する沖縄県民の請求權については、その責任を解除しておらずまた、右以外においても、実態的にみて米国が処理すべきものと考えられた軍用地の復元補償渋れと那霸軍港の海没地問題については、それぞれ自發的支払及び埋立地の処分という形で米国にこれを解決せしめることとしたのであり、平和条約第三条に基づく施政権者として米国が國際法上当然負うべき補償責任を解除したものではない。

（なお、いわゆる「原状回復の原則」とは、戦時国際法上、占領軍が占領地域内で行なつた違法な行為を被占領国が平和回復後否認しうるところものであり、平和条約第三条下の沖縄の場合とは直接関係がない。）

問四一追補—16 請求権放棄は、米国のドル防衛に対する協力ではないか。

(注) 本問は、日弁連が強調している点である。

答

返還協定は、米国が平和条約第三条に基づく沖縄の施政権者として國際法上負うべき責任を解除したものではなく、米国の法令又は現地の法令上認められる請求権については、米国が引き続き処理の責任を負うこととされており、また、右以外においても、軍用地の復元補償渋れ及び那覇軍港の海没地問題についても、実態的にみて米国が処理すべきものと考えて、それぞれ協定第四条3項及び交換公文に合意されているごとき解決をはかることとしたのであつて、ドル防衛に対する協力といつた性質のものでは全くなき。

取扱注意

128

昭和四十六年十一月十一日

沖繩返還協定擬問擬答（第四条）に対する追補（その三）

条

約

局

問四一追補—17

最近琉球政府は、那覇港以外の海没地の詳細について各市町村を通じ調査し、本土政府に送付したと聞くところ、これら海没地に対する補償問題の処理方針を問う。

答

協定交渉の時点において琉球政府等より具体的的事案として提起されていた海没地は那覇軍港のものだけであつたのが実情であり、政府はこの事実に基づいて米側と交渉を行ない那覇軍港海没地に関する交換公文を行なつた次第である。しかるところ琉球政府法務局が最近四三市町村を対象に行なつた海没地関係調査（未回答七市町村）の結果を在那覇準備委員会代表事務所を通じ本年十一月初旬に受領したので、目下検討中であるが、右調査の結果に示

2

されて いる 海没地（八件、二三一、三八九、六坪）がすべて米軍
が 現在 使用中のものであるか否か必ずしも明確でなく、また、各
市町村からの報告中にも海没が戦争中の日米双方の戦闘行為に起
因するがごとき記述があるものもあり、その他 海没の原因が必
ずしも明確でないものもある。したがつて現状においては那覇軍
港の海没地の場合と同様に処理すべきか否かを判断することは不
可能であつて、今後さらに詳細を把握して処理方針を決定するこ
と といたしたい。

昭和四十六年十一月十五日

沖繩返還協定擬問擬答（第四条）に対する追補（その四）

条
約
局

112

取扱注意

問四一追補一¹⁸

毒ガス撤去に関連する住民の生活上の不便、精神的損害に対する補償請求はどうなるのか。これは対米請求権であると考えるが、協定上の処理との関係を説明ありたい。

答

毒ガス撤去に関する御指摘のごとき補償要求については、米側としては、かねてより米側が明らかにしていたごとく、撤去のための安全措置には完きを期するので避難等の必要はなく、したがつて御指摘のごとき補償要求は対米請求とはなりえない、との立場をとつていたことは御承知のとおりである。

他方、毒ガス撤去に対する不安から住民が累次にわたる琉政との話し合い等を通じて避難の対策を講じたこと等から生じたとされる補償につき琉球政府は日本政府に対しなんらかの補償措置を講じてほしい旨要請越しているところ、日本政府としては、関係住

民の不安から生じた右のような避難対策等については理解できるとの観点から、琉政の要請につき措置を講ずべく目下関係各省間で対策を検討中であると承知している。

(毒ガス撤去の責任は一切米側にあるので関係住民の補償につき日本政府として米側に支払を要求すべきではないか、と追求される場合)

本件についてのかねての米側の立場よりして米側による補償を実現させることは実際的にも困難であると考える。

ただ、この点についてはすでに申し上げたとおり、毒ガス撤去に対する不安から住民が累次にわたる琉政との話合い等を通じて避難の対策を講じたこと等から生じたとされる補償の問題につき措置を講ずべく目下関係各省間で対策を検討中である。

参考 1 撤去に関連する補償について琉政が米側に補償要求したが米側が拒否した経緯がある。

2 他方、米側は、撤去作業に伴う琉政の関係職員の人工費増をまかなうため四万ドルを琉政に対し支出することを約した。

3 琉政からは、関係住民に対する協力要請費等計約三六万ドルの補償要請が日本政府に出されており、この分については政府としても大体承知しているが、琉政側からは右三六万ドルの上に、休業補償も上積みしたいとしているので、この休業補償の規模等が未調整であるため、琉政の要求全体について日本政府がどうするかは最終的に決着がついていない。